

公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目

〔平成 18 年 7 月 13 日 18 文科施第 188 号〕
〔文部科学大臣裁定〕

(最終改正 令和 8 年 4 月 13 日 8 文科施第 63 号)

公立学校施設整備費国庫負担金等の交付については、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和 33 年法律第 81 号。以下「義務法」という。）、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和 33 年政令第 189 号。以下「義務令」という。）、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行規則（昭和 33 年文部省令第 21 号。以下「義務規則」という。）、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和 28 年法律第 247 号。以下「災害法」という。）、公立学校施設災害復旧費国庫負担法施行令（昭和 28 年政令第 373 号。以下「災害令」という。）、公立学校施設災害復旧費国庫負担法施行規則（昭和 30 年文部省令第 2 号。以下「災害規則」という。）その他関係法令等の定めによるもののほか、この運用細目の定めるところによる。

第 1 用語の意義

1 施設（義務法 1 条、災害法 2 条 2 項）

建物、建物以外の工作物、土地及び設備をいう。

2 建物（義務法 2 条 2 項、災害法 2 条 2 項）

土地に定着する工作物のうち、柱、はり、屋根を有し、かつその一部又は全部が、壁、建具等によって風雨を防ぎうる（壁、建具等がなくても定常的に室内的用途に供している場合は、風雨を防ぎうるものとする。）独立した構造物（建物の面積から除外される、柱と屋根のみで壁（腰壁は壁でないものとする。）のない独立した構造物、内部の高さ 2.0 メートル以下の独立した構造物及び簡易な小規模構造物を除く。）の校舎、屋内運動場及び寄宿舎をいう。

3 校舎（義務法 2 条 2 項、災害令 1 条 1 項）又は園舎

学習及び学校の管理運営を行うための中心的施設であり、普通教室、特別教室、多目的教室、専用講堂、遊戯室等の保育、遊戯、授業、学習、実験実習、視聴覚教育、特別活動等を行う室（屋内運動場に附属するクラブ活動室を除く。）、校長室、職員室、保健衛生室、給食室、用務員室、便所等の管理関係室、理科附属室、物置等の附属室及び上記各室に付随する玄関、昇降口、階段、渡り廊下（建物の面積から除外される吹き抜けの渡り廊下（両面が壁（腰壁は壁ではないものとする。）で囲まれていない渡り廊下。以下同じ。）を除く。）等の通路部分をいう。

ただし、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び幼稚園（特別支援学校の小学部、中学部及び幼稚部を含む。）の温室及び畜舎は含まない。

なお、部室は、部活動のための施設であり、更衣室、器具置き場、ミーティング室、便所、シャワー室等及び上記各室に付随する玄関、昇降口、階段、渡り廊下等の通路部分をいう。（校舎に係る必要面積及び保有面積には、部室を含まないものとする。）

4 屋内運動場（義務法 2 条 2 項、災害令 1 条 1 項）

屋内で運動を行うための施設であり、主室及びこれに附属する控室、器具室、便所等並びに上記各室に付随する玄関、昇降口、階段、渡り廊下（建物の面積から除外される吹き抜けの渡り廊下を除く。）等の通路部分並びにクラブ活動室（屋内運動場に附属するものに限る。）をいう（「集会室」、「講堂（専用講堂を除く。）」及び「武道場」を含む。）。

5 集会室（へき地教育振興法（昭和 29 年法律第 143 号） 3 条 3 号、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号） 7 条 7 項 2 号）

へき地学校又は離島学校に設けられる体育、音楽等の学校教育及び社会教育の用に供するための施設をいう。

6 寄宿舎（義務法 2 条 2 項、災害令 1 条 1 項、豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号） 15 条 3 項）

幼児、児童、生徒及び学生（以下「児童等」という。）の寄宿のための施設であり、居室及び寝室、管理人室、食堂、便所等の管理関係室及び物置等の付属室並びに上記各室に付随する玄関、昇降口、階段、渡り廊下（建物の面積から除外される吹き抜けの渡り廊下を除く。）等の通路部分をいう。

7 建物以外の工作物（災害法 2 条 2 項）

土地に定着する工作物のうち、建物及び土地造成施設を除いたものをいう。

建物の面積から除外される、吹き抜けの渡り廊下、柱と屋根のみで壁（腰壁は壁でないものとする。）のない独立した構造物、内部の高さ 2.0 メートル以下の独立した構造物、簡易な小規模構造物、土地に固着した囲障、貯水池、水泳プール及び射場（これらに類する施設を含む。）、野球及び庭球のバックネット、鉄棒、井戸、百葉箱、フレーム、ピット等がその例である。

8 土地（災害法 2 条 2 項）

建物等の敷地、運動場、実験実習地その他学校の用に供する土地をいい、これに付随するよう壁、護岸、排水路、はり芝、すじ芝等の土地造成施設を含む。

9 設備（災害法 2 条 2 項）

教材、教具、校具等をいい、机、いす、ピアノ、オルガン、機械、器具、図書、船舶（ボート類を含む。）、車輛等がその例である。なお、消耗品は含まない。

10 建物の面積

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 2 条第 1 項第 4 号（ただし書きを除く。）の例により算定した面積をいう。

11 建物の構造（義務法 7 条、災害令 1 条 1 項）

木造（W）、鉄筋コンクリート造（R）、混合構造（RS）、鉄骨造及びその他造（S）をいい、この区別の基準は次の表の示すところによる。

主要骨組み部分 構造区分		柱	床ばり	け た, 胴 差	こう配屋根の小屋組み
木 造（W）		木 材	木材又は鉄材	木 材	木材又は鉄材
鉄筋コンクリート造（R）		鉄筋コンクリート、鉄骨鉄筋コンクリート又は耐火ひふく鉄骨			鉄筋コンクリート、鉄骨鉄筋コンクリート、耐火ひふく鉄骨又は鉄骨
混合構造（RS）		屋内運動場において、ギャラリーより下部の架構が鉄筋コンクリート又は鉄骨鉄筋コンクリートで、上部の架構が鉄骨			
鉄骨造及び その他造（S）	鉄骨造	鉄 骨			

	その他造	木造、鉄筋コンクリート造、混合構造、鉄骨造以外のもの 〔例〕 石造、れんが造、ブロック造
--	------	---

12 経費の種目（義務法4条、災害法4条）

本工事費、附帯工事費、買収費及び設備費（災害復旧の場合に限る。）並びに事務費をいう。

13 工事費（義務法4条、災害法4条）

災害復旧以外の場合は、本工事費及び附帯工事費をいう。

なお、買収その他これに準ずる方法により建物を取得する場合にあっては、買収費をいう。

災害復旧の場合は、これに設備費を加えたものをいう。

14 本工事費（義務法4条、災害法4条）

本工事に要する経費（基本設計（国庫負担金等の対象となる基本設計に限る。以下同じ。）、実施設計及び工事監理委託並びに耐力度の測定（国庫負担金等の対象となる耐力度の測定に限る。以下同じ。）、耐震診断（国庫負担金等の対象となる耐震診断に限る。以下同じ。）、地質調査（ボーリング等一式。国庫負担金等の対象となる調査に限る。以下同じ。）、長寿命化改良に必要な調査（国庫負担金等の対象となる調査に限る。以下同じ。）及びアドバイザー業務等（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第2条第2項に規定する特定事業の実施に必要なアドバイザー業務及び導入可能性調査をいい、国庫負担金等の対象となるものに限る。以下同じ。）に要する経費を含む。）をいう。建物については、その躯体工事（基礎、軸組、床組、小屋組、壁体等）、仕上げ関係工事（屋根、天井、建具、造作、内外装、諸仕上げ等）及び雑工事並びに解体撤去工事（国庫負担金等の対象となる解体撤去工事に限る。）及び仮設建物工事（国庫負担金等の対象となる仮設建物工事に限る。）に要する経費がその例である。なお、雑工事には学校建物に一般的に付随するもので、建物の部分として工事される黒板、掲示板、流し、棚、鏡、教室等の室名札、はきもの・雨具・カバン等の物入れ、物掛け、換気扇、排気天蓋、犬走り、テラス、犬走り・テラスに付属する足洗い場・水飲み場等の工事を含める。

ただし、学校家具、備品とみなされるもの（つくえ・いす・実験機の類、タンス、カーテン等）は、原則として、本工事費には含めない。

15 附帯工事費（義務法4条、災害法4条）

附帯工事に要する経費（基本設計、実施設計及び工事監理委託並びに耐力度の測定、耐震診断、地質調査、長寿命化改良に必要な調査及びアドバイザー業務等に要する経費を含む。）をいう。建物については次表左欄の電気照明、給水等の附帯工事と同表右欄に示すものがその例である。

なお、当該建物に直接関係のない工事（埋蔵文化財調査工事及び門、囲障等の工事を除く。）、既存建物内部の工事（国庫負担金等の対象となる改修工事を除く。）、同一敷地外の工事並びに国庫負担金等の対象とならない門、囲障等の工事及び冷暖房工事は附帯工事に含めない。

工事の種類	附帯工事に含めるもの	
電 灯 照 明 工 事		差し込み口、取付照明器具、建築当初取付照明灯
実験、実習のための電力工事		
給 水 工 事		給水管、給水栓、手洗・洗面等の取付器具、給水ポンプ、貯水槽、受水槽、さく井

排水工事	左の工事のための電気配線・配管・変圧器・分電盤・配電盤	排水管、トラップ、排水溜桝、犬走り側溝、排水ポンプ
衛生工事		污水管、トラップ、便器、し尿浄化槽、污水ポンプ
冷暖房工事		配管、ダクト、放熱器、ボイラー及び付属設備一式、冷凍器及び付属設備一式、煙道、煙突
ガス工事		ガス配管、諸コック
給食リフト工事		給食リフト一式
防火、消火工事		火災報知器、感知器、火災警報器、消火栓、スプリンクラー、ボックス式及び消防署への直接連絡設備
放送等弱電工事		室内スピーカー、電気時計
避雷工事		避雷針設備工事一式
埋蔵文化財調査工事		機械器具借損料等
門、囲障等の工事		門、さく、へい及び吹き抜けの渡り廊下

16 買収費（義務法4条、災害法4条）

買収費とは、買収その他これに準ずる方法による取得等に要する費用をいう。この場合、「買収」とは購入により新築、増築、改築に代える方法をいい、「その他これに準ずる方法」とは、買収して移築する方法、買収して改造する方法等をいう。なお、PFI法第8条第1項の規定に基づいて選定された民間事業者が施設を整備した後、地方公共団体が当該施設の所有権を取得する方式に係るものを含む。

17 設備費（災害法4条）

設備の購入、修理等に要する経費をいう。

18 事務費（義務法4条、災害法4条）

（1）事務費の種類

事務費には、都道府県事務費と設置者事務費の別がある。

ア 「都道府県事務費」とは、都道府県の教育委員会が域内の負担事業及び交付金交付対象事業（以下「負担等事業」という。）の適正なる執行をはかるため、国との連絡及び負担等事業の施行者等に対して行なう指導、連絡、調査、検査等の事務に要する経費である。

イ 「設置者事務費」とは、負担等事業の施行者が当該負担等事業を行なうための事務に要する経費である。

（2）事務費の内容

事務費には定数条例に基づく職員の給料等の「人件費」を含めてはならない。なお、事務費として使用することが許容される範囲はおおむね次のとおりである。

旅費（普通旅費、費用弁償）、報償費（「旅費、手当」に相当するものに限る。）、賃金、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等

19 工事区分

（1）整備事業については建物の新築、増築、改築、長寿命化改良、買収（買収に準ずる方法を含

む。）、改修（大規模改造、補強、公害防止工事（改築を除く。）、降灰防除工事等をいう。）及び屋外教育環境整備等の工事の区別をいう。

（２） 災害復旧事業については、次の別をいう。

ア 建物については、新築、買収（買収に準ずる方法を含む。）、補修の別

イ 土地については、排土、盛り土、土留め等の別

ウ 工作物については、新設、補修の別

エ 設備については、購入、修理の別

20 平均単価

負担対象工事及び交付金交付対象工事を含む建物の種類別及び構造別に工事費を実施工事量で除した額をいう。ただし、この区分による算定が明らかに実情に即しない場合は、さらに区分して算定することができる。

21 必要面積（義務法５条、５条の２、５条の３）

小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部及び中学部の校舎若しくは屋内運動場又は幼稚園（幼稚園型認定こども園を除く。以下同じ。）の園舎に係る場合は、当該学校の学級数に応ずる必要面積をいい、これら以外の建物に係る場合は、当該学校の児童等１人当たりの基準面積に当該学校の児童等の数（寄宿舍にあっては、収容する児童等の数とする。以下同じ。）を乗じて得た面積をいう。この場合、学級数に応ずる必要面積は、当該学校所在地の積雪寒冷度に応じ、必要な補正を加えた後の面積をいい、児童等１人当たりの基準面積は、当該学校所在地の積雪寒冷度、児童等の数、１学級の平均収容数、就学する児童等の障害の程度、置かれる部若しくは課程の種類又は学科若しくは学部の種類に応じ、必要な補正を加えた後の面積をいうものとする。

22 保有面積（義務法５条、５条の２、５条の３）

当該学校の建物（一時的に当該学校以外の用に供しているものは、当該学校の建物とする。）の面積から、次の（１）から（３）までに掲げる面積を除き、（４）に掲げる面積を加えたものとする。

ただし、小学校、中学校（学校教育法第７１条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。）又は義務教育学校を統合しようとする場合にあっては、新築又は増築を行なう年度の５月１日に現に存する施設（過年度国庫負担未完成の校舎及び屋内運動場を含む。）で、統合後の学校の校舎又は屋内運動場となる予定のもの（当該５月１日後に当該学校の設置者が買収するものを除く。）の面積とする。

（１） 正規の借用契約又は使用許可により使用している建物の面積（（２）に係る面積を除く。「借用面積」という。）

（２） 火災復旧、災害復旧、増改築及び児童等の急増等に対処するために一時的に使用しているもので、当該事由の消滅後は当該目的には使用しないこととなる建物の面積（「一時使用面積」という。）

（３） 未とりこわし面積

（４） 過年度国庫負担等未完成面積

23 整備資格面積

必要面積から保有面積を控除した面積をいう。

24 資格面積

資格面積は事業の種類により次のとおりである。

(1) 整備の場合

ア 新築及び増築の整備の場合

必要面積から保有面積を控除した面積

イ 危険建物及び教育を行うのに著しく不適当な建物で特別な事情のあるもの（以下「不適格建物」という。）の改築の場合

必要面積又は保有面積のうちいずれか少ない面積から危険でない、又は教育を行うのに著しく不適当でない面積を控除した面積

(2) 災害復旧の場合

必要面積又は被災時の面積のうち、いずれか少ない面積から残存面積を控除した面積

25 対象限度面積

資格面積と国庫負担金等を受けようとする申請面積とを比較して、いずれか少ない面積をいう。

26 工事量

工事量は、次のもので表示する。

(1) 建物については延べ面積（単位は平方メートルとする。）

(2) 土地についてはメートル、平方メートル又は立方メートル

(3) 建物以外の工作物については件数

(4) 設備については品目数

27 過年度国庫負担等未完成面積

過年度において（災害復旧の場合は、被災時まで）負担対象及び交付金交付対象となった部分の面積で、当該年度の保有面積又は残存面積を算定する日現在において未完成な部分の面積をいう。

28 国庫負担事業認定申請書（義務令 2 条）

負担金の交付を受けようとする都道府県知事又は市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）等が当該事業について文部科学大臣の認定を受けるため文部科学大臣に提出する書類である。

29 国庫負担金交付申請書（交付金の場合は、「交付金交付申請書」）（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号） 5 条）

都道府県知事又は市町村長等が負担金等の交付の決定を受けるため文部科学大臣に提出する書類である。

30 状況報告書（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 12 条）

負担等事業の遂行の状況を、文部科学大臣（負担等事業者が市町村長等の場合には、都道府県教育委員会）に報告する書類である。この書類の提出義務者は、負担等事業を実施する都道府県知事又は市町村長等である。

31 実績報告書（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 14 条）

負担等事業の成果を文部科学大臣（負担等事業者が市町村長等の場合には、都道府県教育委員会）に報告する書類である。

この書類の提出義務者は、負担等事業を実施する都道府県知事又は市町村長等である。

32 一級積雪寒冷地域、二級積雪寒冷地域、その他地域（義務令 7 条 6 項）

(1) 「一級積雪寒冷地域」とは、冬期平均気温零下 5 度以下又は積雪量 300 月センチメートル以

上の地域をいう。

(2) 「二級積雪寒冷地域」とは、冬期平均気温零下5度を超え零度まで又は積雪量100月センチメートル以上300月センチメートル未満の地域をいう。

(3) 「その他地域」とは、一級又は二級積雪寒冷地域のいずれにも該当しない地域をいう。

33 積雪寒冷度に応じて行うべき補正

積雪寒冷度に応じて行うべき補正は、学校の種類及び建物の区別に応じ次に掲げる面積を加えて行う。ただし、義務教育学校においては、前期課程を小学校と、後期課程を中学校とそれぞれみなして計算した面積を合計した面積を加えるものとする。

	学校の種類 建物の種類	幼稚園	小学校・中学校・中等教育学校の前期課程	高等学校・中等教育学校の後期課程（通信制の課程）	特別支援学校	
					小・中学部	幼稚部・高等部（知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校（以下「養護特別支援学校」という。）を除く。）
(1)	校舎	A	B	C (C _c)	D	E
(2)	寄宿舎		B'	B' (—)	D'	D'

(単位：㎡)

積雪寒冷度の区分 記号区分	積雪寒冷度の区分	
	1級積雪寒冷地域補正面積	2級積雪寒冷地域補正面積
A	28×N	14×N
B	32×N	16×N
C	0.80×P	0.40×P
C _c	0.12×P	0.06×P
D	7.6×N	同左
E	1.27×P	同左
B'	1.15×P	同左
D'	0.90×P	同左

注) 1 P：幼児、児童又は生徒数（Eの算定にあつては、重複障害学級の編制を考慮した数とする。）

N：学級数（Dの算定にあつては、重複障害学級を含む。）

2 A、B、C、D、E、B'、D'はR構造の、C_cはすべての構造の補正である。

(3) 屋内運動場

1 級及び 2 級積雪寒 冷地域補正面積	学校区分	中 学 校 ・ 中 等 教 育 学 校 の 前 期 課 程	高等学校・中 等 教 育 学 校 の 後 期 課 程	特別支援学校	
	小 学 校			小 中 学 部	高 等 部
24 m ²	学級	学級 1 ～ 7	人	学級	人
28	1 ～ 9				
35		18～33			
39		34以上			
43	16～23				
59			1 ～480 (通信制の課 程(併置課 程を除く) 1 以上)		
60				1 以上	単独高等部 1 以上
70			561～960		
99		8 ～13			
118			1121～		
173	11				
198	10				
320					81～112
337	24以上				
339	12～15				
373		14～17			
396					併置高等部 (肢体不自由) 81～112
733			961～1120		
748			481～560		

34 教室（義務法 3 条 1 項 1 号、義務令 3 条）

普通教室、特別教室、多目的教室及び少人数授業用教室に区分され、普通教室は、特別教室、多目的教室及び少人数授業用教室以外の教室をいう。

35 特別教室

特別教室とは、理科、生活、音楽、図画工作、美術、技術、家庭、外国語、職業等の教科のための教室、図書室等特別の施設設備が恒常的に設置してある室、特別活動室（クラブ活動室を除く。）、教育相談室及び進路資料・指導室等の教室をいう。

36 クラブ活動室

クラブ活動室とは、特別活動のクラブ活動のための施設であり、更衣室、器具置き場、便所及びシャワー室等並びに上記各室に付随する玄関、昇降口、階段及び渡り廊下等の通路部分をいう。

37 多目的教室（義務令3条1項、7条1項、災害令1条3項）

多目的教室とは、ワークスペース、ラーニングセンター、多目的ホール等と呼ばれるものであり、複数の学級の児童又は生徒を対象とする授業その他多様な指導方法による授業又は課外指導で普通教室又は特別教室において行うことが困難と認められるものの用に供するものとして設けられる教室で、併せて児童又は生徒の学校生活の用に供することができるものをいう。

38 教室の不足の範囲（義務法3条2項、義務令3条）

教室不足の範囲は、普通教室の数若しくは総面積、特別教室の数若しくは総面積又は多目的教室の総面積若しくは多目的教室及び少人数授業用教室の総面積のいずれかが小学校、中学校（併設型中学校を除く。以下この項において同じ。）又は義務教育学校の別に学級数に応じ次の基準に達しない場合とする。ただし、義務教育学校にあっては、前期課程又は後期課程の別に学級数に応じ次の基準を当てはめた教室数又は総面積を合計した値を基準として、当該基準に達しない場合とする。

小学校及び義務教育学校の前期課程

学級数(特別支援学級を除く。) 室名		1 及び 2 学級	3 ～ 5 学級	6 ～ 11 学級	12 ～ 17 学級	18 ～ 23 学級	24 ～ 29 学級	30 ～ 35 学級	36 ～ 41 学級	42 学級以上
特別教室	教室数	4	4	8	10	11	12	14	14	15
	総面積	314	425	885	1183	1350	1479	1756	1792	1921
多目的教室	総面積	学級数（特別支援学級を含む。）に応ずる必要面積×0.108								
多目的教室及び少人数授業用教室（少人数授業に対応した多目的教室を含む。）	総面積	学級数（特別支援学級を含む。）に応ずる必要面積×0.180								
普通教室	教室数	学級数（特別支援学級を含む。）×1								
	総面積	学級数（特別支援学級を含む。）×74								

中学校及び義務教育学校の後期課程

学級数(特別支援学級を除く。) 室名		1 及び 2 学級	3 ～ 5 学級	6 ～ 11 学級	12 ～ 17 学級	18 ～ 23 学級	24 ～ 29 学級	30 ～ 35 学級	36 ～ 41 学級	42 学級以上
特別教室	教室数	4	10	12	15	15	17	19	20	21
	総面積	333	960	1325	1994	2049	2382	2677	2843	3029
多目的教室	総面積	学級数（特別支援学級を含む。）に応ずる必要面積×0.085								

多目的教室及び少人数授業用教室（少人数授業に対応した多目的教室を含む。）	総面積	学級数（特別支援学級を含む。）に応ずる必要面積×0.105
普通教室	教室数	学級数（特別支援学級を含む。）×1
	総面積	学級数（特別支援学級を含む。）×74

注1）総面積の単位は平方メートルとし、教室数の単位は室とする。

注2）特別教室の教室数とは特別教室の種類ごとの数の合計数をいい、特別教室の種類は次に掲げるものとし、特別教室の総面積とは、これらの種類ごとの特別教室の面積の合計面積に、児童等の更衣室及び特別教室の準備室（中学校及び義務教育学校の後期課程にあつては体育及び特別活動に必要な器具器材庫（屋内運動場に附属するものを除く。）、国語準備室、社会準備室及び数学準備室を加える。）の面積を含めたものとする。

学校の種類	特 別 教 室 の 種 類
小 学 校	理科教室、生活教室、音楽教室、図画工作教室、家庭教室、外国語教室、視聴覚教室、コンピュータ教室、図書室、特別活動室、教育相談室
中 学 校	理科教室、音楽教室、美術教室、技術教室、家庭教室、外国語教室、視聴覚教室、コンピュータ教室、図書室、特別活動室、教育相談室、進路資料・指導室
義務教育学校	理科教室、生活教室、音楽教室、図画工作教室、美術教室、技術教室、家庭教室、外国語教室、視聴覚教室、コンピュータ教室、図書室、特別活動室、教育相談室、進路資料・指導室

39 教室に使用することができる部分が極めて少ないこと（義務法8条1項、災害令1条5項）

資格面積により、新築、増築又は改築した後の校舎のうちで教室に使用することができる室の面積を必要面積で除した割合が極めて少ないことをいう。

40 当該学校の学級数が増加することが明らかなこと（義務令9条1項1号、災害規則3条2号）

義務教育諸学校に係る場合（災害復旧に係る場合を除く。）にあつては、当該学校の資格面積算定の基礎となった学級数と当該新築、増築又は改築を行なう年度の5月1日から3年を経過した日までにおける予定学級数とを比較し、増加することが明らかなことをいい、その他の場合にあっては、当該学校の資格面積算定の基礎となった学級数と当該学級数を算定した日から3年を経過した日における予定学級数とを比較し、増加することが明らかなことをいう。

41 当該学校の児童等の数が増加することが明らかなこと（義務令9条4項1号、義務規則3条）

当該学校の資格面積算定の基礎となった児童等の数と当該児童等の数を算定した日から3年を経過した日における予定の児童等の数とを比較し、0.2倍以上増加することが明らかなことをいう。

42 分校（義務法13条）

市町村（特別区を含む。以下同じ。）立学校については、分校設置の認可を受け又は届出の受理されているものをいい、都道府県立学校については、議会又は教育委員会の議決で分校を設置する日と定められた日の到来したものをいう。負担金等の対象となる場合は、分校も1の学校とみなさ

れる。

43 統合（義務法 3 条 1 項 4 号）

統合とは、2 以上の学校の全部若しくは一部をもって学校を設置し（以下「新設統合」という。）又は学校の全部若しくは一部を他の学校に編入する（以下「吸収統合」という。）ことで、関係学校数の減少を伴うものをいう。

統合しようとするとは、新設統合の場合にあっては学校の設置及び廃止の予定日が、吸収統合の場合にあっては学校の廃止の予定日が、それぞれ、条例又はこれに基づく規則をもって定められたことをいい、統合したとは、新設統合の場合にあっては学校の設置及び廃止が、吸収統合の場合にあっては学校の廃止が、それぞれ、完了したことをいう。

44 分離新設

分離新設とは、既に設置されている学校の一部又は全部をもって学校を設置（既に設置されている学校の一部又は全部を他の学校へ編入することを伴うものを含む。）することで、関係学校数の増加を伴うものをいう。

45 ヘキ地学校（ヘキ地教育振興法 2 条）

ヘキ地学校とは、ヘキ地手当の支給に関し、ヘキ地学校として指定された学校をいう。

46 離島学校

離島学校とは、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定に基づき国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が指定する離島振興対策実施地域に所在する学校をいう。

47 構造上危険な状態にある建物

建物の骨組みが危険な状態にある建物をいう。この危険な状態の度合いは耐力度で表示し、この耐力度の測定は、建物の構造の種類及び建物の区分に従い、別表第 1、別表第 2、別表第 3 又は別表第 4 により構造耐力、健全度及び立地条件について行うものとする。

ただし、耐力度調査票により耐力度を測定することができないとき又は適当でないと認められるときは、大学教授等の専門家の測定又は別に定める耐力度簡略調査票又は耐力度調査票（耐震診断未実施用）により、耐力度調査票に定める測定項目を当該建物の実態に即した適切な測定項目に置き換える等の方法で、構造耐力、健全度及び立地条件のそれぞれについて耐力度調査票に耐力度の測定を行うものとする。

建物の耐力度を 10,000 点満点とし、木造の建物については耐力度おおむね 5,500 点以下、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、補強コンクリートブロック造及びこれら以外の建物については耐力度おおむね 4,500 点以下になった建物が構造上危険な状態にある建物である。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、耐力度点数を 500 点緩和する。

- (1) 特別支援学校の建物
- (2) 豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 15 条の規定の適用のある学校の建物（木造のみ）
- (3) 台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭和 33 年法律第 72 号）第 3 条の規定に基づき指定された台風常襲地帯に所在する学校の建物（木造のみ）
- (4) その他当該学校の実情及びその環境、立地条件等からその改築が真にやむを得ないと認められる建物

48 教育を行うのに著しく不適当な建物で特別な事情のあるもの

耐震力不足建物であるもの、教育機能の向上及び校地の有効利用等の教育条件の改善を図るため

に全面改築を行わなければならない建物で全面改築条件を満たすもの、校地の有効利用等の観点から適正配置を行わなければならない建物で適正配置条件を満たすもの及び津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項に規定する津波浸水想定における浸水の区域（以下、「津波浸水想定区域」という。）内にある建物で移転又は高層化が必要と認められるものをいう。

（１） 耐震力不足建物

次の基準のいずれかに合致するものをいう。

- ア 鉄筋コンクリート造、鉄骨造及び鉄筋鉄骨コンクリート造の建物の構造耐震指標（ I_s ）の値が、おおむね 0.3 に満たないもの又は保有水平耐力に係る指標（ q ）の値が、おおむね 0.5 に満たないもの
- イ 木造建物の構造耐震指標（ I_w ）の値が、おおむね 0.7 に満たないもの
- ウ その他補強工事を行うことが不相当であると認められるもの

（２） 全面改築条件を満たすもの

木造建物及び建築後おおむね 10 年以上経過した非木造建物で、かつ、教育機能上改築することがやむを得ない建物のうち、新築、増築又は危険改築等の総資格面積（全面改築に係る不適格改築資格面積を除く。）が当該学校の必要面積の 50%以上を満たすもの、又は木造建物及び建築後おおむね 20 年以上経過した非木造建物で、教育機能上、特に改築が必要と認められるものをいう。

（３） 適正配置条件を満たすもの

木造建物及び建築後おおむね 10 年以上経過した非木造建物で、かつ、教育機能上改築することがやむを得ない建物で、新築、増築又は危険改築等の総資格面積（適正配置に係る不適格改築資格面積を除く。）が必要面積から残存建物面積を減じた面積の 50%以上を満たすものをいう。

（４） 津波浸水想定区域内にある建物で移転又は高層化が必要と認められるもの

津波浸水想定区域内にある建物で、津波による災害を防止又は軽減するため、改築による建物の移転が必要と認められるもの又は従前の建物の改築による建物の高層化が必要と認められるものをいう。

49 未とりこわし面積

危険建物、不適格建物又はこれに準ずる建物として改築の対象となった建物で、工事完了後又は交付決定の行われた年度の翌年度の 5 月 1 日以降とりこわしの終わっていない建物の面積をいう。

50 大火（災害法 2 条 3 項）

災害復旧費国庫負担金の対象となる大火とは、次の 3 項のすべてに該当する火災とする。

- （１） 火災をこうむった市町村に対して災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が発動されたこと。
- （２） 当該市町村の所有する公共用又は公用の建物の総面積に対する当該建物の被災面積の比率が 40%以上であること。
- （３） 当該市町村の被災前（最近）標準税収入額に対する当該市町村の所有する学校施設の被害金額の比率が 40%以上であること。

なお、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 13 条の規定の趣旨にかんがみ、上記基準（２）の適用にあつては、市町村合併の行なわれた日の属する年及びこれに続く 5 年に限り、従前の市町村がそれぞれ従前の区域をもって存続するものとみなす。

また、上記基準（３）の比率が 260%以上の場合に限り、上記（２）の基準比率 40%以上は 9 % 以上と読み替えるものとする。

51 原形復旧（災害法 5 条）

被害施設を原形に復旧することをいう。原形に復旧することが不可能、著しく困難又は不適当である場合においては、従前の効用を復旧するための施設を建設し又は当該施設に代るべき必要な施設を建設することも原形復旧に含まれる。

なお、建物を新築して原形に復旧する場合については、建物の構造を改良して従前の効用を復旧しようとするものも、原形復旧とみなされる。

52 全壊、全焼、流失（災害令別表 4）

建物が滅失した状態、又は建物の垂直材の全部又は一部が水平状態となり、かつ屋根の全部又は一部が地上に落ちた建物の状態をいう。

53 半壊、半焼（災害令別表 4）

建物の構造部分が被害を受け全壊に至らないが、傾斜若しくはゆがみを直し又は補強を行なう程度では復旧できない建物の状態をいう。

なお、当該建物が復旧してもその安全度保持上長期間の使用ができないと認められる場合には、当該建物は、復旧できない状態にあるものとみなす。

54 大破以下（災害令 2 条）

建物の構造部分が被害を受け、傾斜若しくはゆがみを直し、又は補強を行なう程度で復旧できる建物の状態及び建物の構造部分以外の部分のみが被害を受けた建物の状態をいう。

55 併置課程

併置課程とは、高等学校の課程のうち、次のいずれかに該当する課程をいう。

- （１） 全日制の課程を置く高等学校に置かれる昼間定時制の課程又は夜間定時制の課程
- （２） 昼間定時制の課程を置く高等学校に置かれる夜間定時制の課程
- （３） 全日制の課程又は定時制の課程を置く高等学校に置かれる通信制の課程

56 単独高等部、併置高等部

単独高等部とは、小学部及び中学部のいずれをも置かない特別支援学校に置かれる高等部をいい、併置高等部とは小学部又は中学部を置く特別支援学校に置かれる高等部をいう。

57 学校給食の施設として使用できると認められる既設の施設

学校給食の施設として使用できると認められる既設の施設は、次に掲げる条件を満たすものとする。

（１） 施設の位置

- ア 給食の運搬に支障のないこと。
- イ 調理室から発生する騒音、臭気、煤煙等が各教室に影響を及ぼさないこと。
- ウ 食材料の搬入及び搬出、汚物処理などの作業が教室の授業に影響を及ぼさないこと。
- エ 通風及び採光の条件の良い位置であること。
- オ 給排水の便の良い位置であること。また、低湿地や不潔な水たまりや汚水溝、ごみ捨て場の近くは避けること。

（２） 施設の構造

- ア 堅牢な施設で給食調理室にふさわしい広さを有し、かつ十分な明るさと換気を保持できる構造であること。

イ 施設の天井はすきまがなく、平滑で清掃しやすい構造であること。

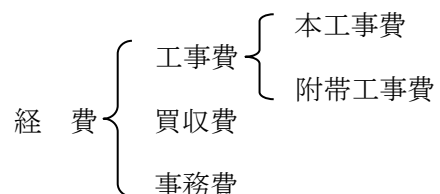
ウ 施設の床は、平滑であり、清掃及び排水が容易に行える構造であること。

第2 経費の算定方法

1 経費の種目

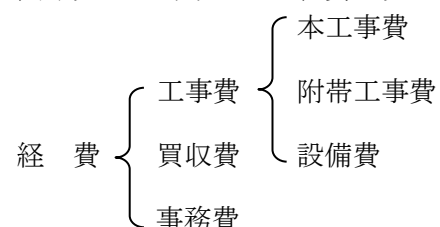
(1) 整備の場合

国庫負担等の対象となる経費は次のとおりである。



(2) 災害復旧の場合

国庫負担の対象となる経費は次のとおりである。



2 工事費の算定方法

(1) 整備の場合

ア 工事費の算定方法の特例等（義務法8条、義務令9条）

(ア) 特別の理由がある場合の特例

a 特例理由

学校の種類の別に応じ、それぞれ㉖～㉙に掲げるものとする。

学校の種類		特例理由	備考
幼稚園		㉙	園舎
小学校、中学校、義務教育学校 及び中等教育学校の前期課程		㉖ ㉗ ㉙	校舎、屋内運動場
特別支援学校	幼稚部	㉙	校舎、寄宿舎
	小学部及び 中学部	㉖㉗㉙（養護特別支援学校の寄宿舎に係る場合は㉗㉙）	校舎、屋内運動場、寄宿舎（養護特別支援学校の新增築に限る。）
	高等部	㉖ ㉗ ㉙	校舎、屋内運動場
高等学校及び中等教育学校の後 期課程		㉖ ㉗ ㉙	校舎

㉖ 当該学校の保有面積のうち教室に使用することができる部分が極めて少ないこと。

㉗ 当該学校の学級数（特別支援学級を含む。）が増加（住宅の建設等に伴う前向き整備を行なう場合における学級数の算定日後の学級数の増加を除く。）することが明らかな

こと。

㉓ 当該学校の児童等の数が 0.2 倍以上増加することが明らかなこと。

㉔ そのほか、文部科学大臣が特に認めた次のような理由その他特殊な事情があること。

㉔' 国庫負担等事業として中央暖房方式による暖房設備のための施設又は空気調和方式による設備のための施設等を設けようとしていること。

㉔' 当該学校の保有面積に、特別な施設（中央暖房方式による暖房設備のための施設、空気調和方式による設備のための施設、井戸水くみ上げ用機械室、学校用自動車車庫等）が含まれていること。

㉔' 給食を実施している幼稚園において、調理室を設けようとしていること。

㉔' 通級指導教室を設けようとしていること。

㉔' 特別支援学校において地域における特別支援教育の中核的な施設としての機能を設けようとしていること。

b 特例面積は工事費を算定するに当たって、必要面積の 20 パーセント以内の面積で文部科学大臣が認める面積を通常の算定方法による必要面積に加えることができる。ただし、必要面積に加える面積は、改築（不適格改築の全面改築条件を満たすもの及び適正配置条件を満たすものを除く。）の場合には保有面積が必要面積を超える面積を、学級数の増加が明らか（a の㉔）な場合には当該増加する学級数に応じた面積を、中央暖房方式による暖房施設のための施設（a の㉔の㉔'）の場合には必要面積の 2 パーセントの面積を、空気調和方式による設備のための施設（a の㉔の㉔'）の場合には必要面積の 4 パーセントの面積を、幼稚園の調理室（a の㉔の㉔'）の場合には 88 m²を、通級指導教室（a の㉔の㉔'）の場合には次の表に掲げる面積をそれぞれ限度とする。

（構造：R、単位：m²）

学級数	面積の計算方法
1 学級以上	$148 + 43(N - 1)$

注) 1 N・・・学級数

2 学級定員は、原則 1 学級あたり 10 名とする。

3 上表の適用に当たっては、原則として、障害種ごとに、それぞれの学級数に基づき面積を算出し、合計した面積とする。ただし、類似した障害種の児童生徒に対して一体的な指導を行う場合については、この限りではない。

4 難聴を対象とする通級指導教室においては、上表により算出した面積に 26 m²を加算することができる。（学校単位）

5 プレイルームを設ける場合は、上表により算出した面積に 107 m²を加算することができる。（学校単位）

6 「その他障害のある者」を対象とする通級指導教室を設置する場合は、特例加算面積の範囲内で実情に応じた面積とすることができる。

(イ) 建物の構造に応ずる補正

a 校舎又は寄宿舎の保有面積のうち鉄筋コンクリート造以外の構造に係る部分があると

きは、当該部分の面積に 1.020 を乗じて保有面積を補正する。

- b 1 平方メートル当たりの建築の単価に乗すべき面積のうちに鉄筋コンクリート造以外の構造の校舎又は寄宿舎に充てようとする部分があるときは、当該部分の面積について、これを 1.020 で除して資格面積を補正する。

(2) 災害復旧の場合

ア 工事費の算定方法の特例（災害令 1 条 5 項、災害規則 3 条）

この工事費の算定方法には、特別の理由がある場合の特例と鉄筋コンクリート造以外の建物に関する特例の二つの特例がある。後者は、校舎と寄宿舎についてのみ認められる。

(ア) 特別の理由がある場合の特例

a 特例理由

この場合、工事費の算定の特例が認められる特別の理由は次のとおりである。

- ① 当該学校の校舎の残存面積のうち教室に使用することができる部分が極めて少ないこと。
- ②①' 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の校舎又は屋内運動場に係る場合は、当該学校の学級数（特別支援学級を含む。）が増加することが明らかなこと。
- ②' 上記以外の建物に係る場合は、当該学校の児童等の数が著しく増加することが明らかなこと。
- ③ 被災した面積に比し、資格面積が極めて少ないこと。
- ④ そのほか、文部科学大臣が特に認めた次のような理由その他特殊な事情があること。
 - ①' 国庫負担事業として中央暖房方式による暖房設備のための施設又は空気調和方式による設備のための施設等を設けようとしていること。
 - ②' 当該学校の保有面積に、特別な施設（中央暖房方式による暖房設備のための施設、空気調和方式による設備のための施設、井戸水くみ上げ用機械室、学校用自動車車庫等）が含まれていること。
 - ③' 給食を実施している幼稚園において、調理室を設けようとしていること。

- b 特例面積は工事費を算定するにあたって、当該算定された面積をこえ、被災時の面積までの復旧を国庫負担の対象とすることができる。

(イ) 鉄筋コンクリート造以外の構造の建物に関する特例

- a 校舎又は寄宿舎の残存面積のうち、鉄筋コンクリート造以外の構造に係る部分があるときは、当該部分の面積に 1.020 を乗じて残存面積を補正する。
- b 1 平方メートル当たりの建築の単価に乗すべき面積のうちに鉄筋コンクリート造以外の校舎又は寄宿舎に充てようとする部分があるときは、当該部分の面積について、これを 1.020 で除して資格面積を補正する。

イ 設備費の算定方法

(ア) 算定方法

設備費は次の算定方法により算定する。

$$\begin{array}{ccccc}
\boxed{\text{児童等 1 人当りの基準額}} & \times & \boxed{\text{当該学校の児童等の数（補正付）}} & \times & \boxed{\text{当該学校建物の被害の程度の区分に応ずる割合}} \\
& & & & \\
\times & & \boxed{\frac{\text{当該学校の被害をこうむった建物の面積}}{\text{当該学校の建物の全面積}}} & = & \text{設備費}
\end{array}$$

(注) この場合の建物の面積には、当該学校の用に供されている仮設学校建物等も含める。

2 以上の学科のある高等学校の児童等 1 人当たりの基準額は学科ごとの基準額を生徒数により加重平均した額とする。

(イ) 設備費算定方法の特例

前記（ア）の場合において、当該建物の被害の程度に比して設備の被害の程度が著しく大きかったこと、その他特別の事由により、（ア）の算定方法によることが著しく不適当であると認められる場合は、特別にその実情に応じて算定される。

3 学級数に応ずる必要面積及び児童等 1 人当たりの基準面積

学級数に応ずる必要面積及び児童等 1 人当たりの基準面積の算出に必要な補正の種類は次のとおりである。

- (1) 学級数に応ずる必要面積に行なう補正
 - 当該学校の所在地の積雪寒冷度に応ずる補正
- (2) 児童等 1 人当たりの基準面積の算出に必要な補正
 - ア 当該学校の児童等の数に応ずる補正
 - イ 当該学校の 1 学級の平均収容児童等の数に応ずる補正
 - ウ 当該学校の所在地の積雪寒冷度に応ずる補正
 - エ 当該学校の学科又は学部に応ずる補正
 - オ 当該学校に就学する児童等の障害の程度に応ずる補正
 - カ 当該学校に置かれる部又は課程の種類に応ずる補正

なお、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の各課程に 2 以上の学科がある場合には、当該学校の生徒 1 人当たりの基準面積は、各学科の 1 人当たりの基準面積を当該学科の生徒の数により加重平均した数とする。

また、中等教育学校の前期課程と後期課程の建物を一体として整備し両課程で共用される部分がある場合には、当該学校の生徒 1 人当たりの基準面積は、全生徒数を後期課程の生徒数とみなして面積を算定する。

以上により補正された学級数に応ずる必要面積及び児童等 1 人当たりの基準面積は、第 4 基準表のとおりである。

4 学級数のとり方

- (1) 学級数の算定
 - ア 整備の場合

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和 33 年法律第 116 号）に規定する学級編制の標準により算定（幼稚園にあつては、当該幼稚園の各学年の幼児の

数を 30 で除して得た数（1 未満の端数を生じた場合は、1 に切り上げるものとする。）を合計し算定）する。ただし、（ア）及び（イ）の場合は、それぞれ次による。

（ア） 住宅の建設等に伴う児童等の数の増加に対処するための校舎又は屋内運動場の前向き整備の場合

文部科学大臣が定める日（義務規則第 2 条第 1 項）における当該学校の各学年の児童又は生徒の数を、それぞれ 35 で除して得た数（1 未満の端数を生じた場合は 1 に切り上げるものとする。）の合計数に新築又は増築を行う年度の 5 月 1 日における児童又は生徒の数を基として算定した特別支援学級の数を加えた数とする。ただし、住宅の建設等に伴い、当該学校への収容が予測される各学年の児童又は生徒の数が明らかな場合は、当該明らかな数を基として算定した数とする。

（イ） 統合予定の小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校の校舎又は屋内運動場の新築又は増築の場合

統合予定日における当該統合学校の各学年の児童又は生徒の数を、それぞれ 35 で除して得た数（1 未満の端数を生じた場合は 1 に切り上げるものとする。）の合計数に新築又は増築を行う年度の 5 月 1 日における児童又は生徒の数を基として算定した特別支援学級の数を加えた数とする。ただし、当該統合予定日における当該統合学校の各学年の児童又は生徒の数が明らかな場合は、当該明らかな数を基として算定した数とする。

イ 災害復旧の場合

被災時の児童等の数に基づいて上記アにより算定した学級数とする。

（2） 学級数を算定する日

ア 整備の場合

新築、増築又は改築を行なう年度の 5 月 1 日とする。ただし、（ア）から（エ）までの場合は、それぞれ次による。

（ア） 住宅の建設等に伴う整備の場合

次の a から c までに掲げる各期間において住宅の建設等に伴い新たに校舎又は屋内運動場の不足を生ずるおそれのある場合は、当該 a から c までに掲げる日とする。

a 新築又は増築を行なう年度（（ア）において「N 年度」という。）の 5 月 2 日から(N+1)年度の 4 月 1 日まで …………… (N+1) 年度の 4 月 1 日

b (N+1) 年度の 4 月 2 日から(N+2) 年度の 4 月 1 日まで
…………… (N+2) 年度の 4 月 1 日

c (N+2) 年度の 4 月 2 日から(N+3) 年度の 4 月 1 日まで
…………… (N+3) 年度の 4 月 1 日

（イ） 学校統合の場合

学校の統合日（統合予定日を含む。以下同じ。）が、新築若しくは増築を行なう年度又は統合予定日の属する年度の 5 月 1 日以前の日である場合は、当該 5 月 1 日とし、新築若しくは増築を行う年度又は統合予定日の属する年度の 5 月 2 日以後の日である場合は統合日とする。

（ウ） 特別支援学校の小学部及び中学部の校舎又は屋内運動場の新築又は増築で a、b 又は c に該当する場合

それぞれ a、b 又は c に掲げる日とする。

- a 新築又は増築を行なう年度の5月2日から当該年度の翌年度の5月1日までの間において特別支援学校を設置した場合又は当該特別支援学校に就学させる児童若しくは生徒の数が増加することが明らかな場合 新築又は増築を行なう年度の翌年度の5月1日
- b 新築又は増築を行なう年度の翌年度の5月2日から当該年度の翌年度の5月1日までの間において特別支援学校を設置した場合又は当該特別支援学校に就学させる児童若しくは生徒の数が増加することが明らかな場合 新築又は増築を行なう年度の翌々年度の5月1日
- c 新築又は増築を行なう年度の翌々年度の5月2日から当該年度の翌年度の5月1日までの間において特別支援学校を設置した場合又は当該特別支援学校に就学させる児童若しくは生徒の数が増加することが明らかな場合 新築又は増築を行なう年度の5月1日から起算して3年を経過した日

(エ) 集会室の場合

建築を行なう年度の5月1日とする。ただし、建築を行なう年度の5月2日以後に設置された学校にあつては、その設置の日とする。

イ 災害復旧の場合

被災時の日とする。

(3) 季節的分校の学級数を算定する日等

季節的分校の学級数は、当該学校が開設されていた期間に当該学校に通学していた児童等の数により算定した学級数とする。

季節的分校の本校の学級数は、季節的分校の児童等が本校に通学しない期間にあつても季節的分校の児童等が通学しているものとして算定した学級数とする。

5 児童等の数のとり方（学校給食施設に係るものを除く。）

(1) 児童等の数

児童等の数の算定方法は、統計法に基づく指定統計第13号学校基本調査の方法に準ずる。

(2) 2以上の課程を置く高等学校及び中等教育学校の後期課程の場合

2以上の課程を置く高等学校及び中等教育学校の後期課程の建物の新築、増築、改築又は災害復旧にあつては、各課程の生徒の数とする。

(3) 特別支援学校の高等部及び幼稚部の場合

ア 重複障害の生徒が就学する特別支援学校の高等部の校舎及び屋内運動場の新築、増築、改築又は災害復旧の場合

重複障害以外の生徒の数に、重複障害の生徒の数に2.67を乗じて得た数を加えた数（1未満の端数が生じた場合は、小数第一位を四捨五入するものとする。）とする。

イ 重複障害の幼児が就学する特別支援学校の幼稚部の校舎の新築、増築、改築又は災害復旧の場合

重複障害以外の幼児の数に、重複障害の幼児の数に1.67を乗じて得た数を加えた数（1未満の端数が生じた場合は、小数第一位を四捨五入するものとする。）とする。

(4) 児童等の数を算定する日

ア 整備の場合

学校区分	建築 区分	建物区分	校舎	屋内運動場	寄宿舎
小・中(中等教育学校等を除く。)・義務教育学校	新				A
	改				
中等教育学校等	新				A
	改				
特別支援（幼）	新	B			B
	改	A			A
特別支援（小中）	新				B
	改				A
特別支援（高）	新	B			A
	改	A			

注) A 建築を行う年度の5月1日

B 建築を行う年度の5月1日(Aの翌日から起算して1年以内に特別支援学校を設置した場合又は当該特別支援学校に収容する生徒等の数(寄宿舎にあっては当該寄宿舎に収容する生徒等の数とする。)が増加することが明らかな場合は翌年度の5月1日。Aの翌年度の5月2日から起算して1年以内に特別支援学校を設置した場合又は当該特別支援学校に収容する生徒等の数(寄宿舎にあっては当該寄宿舎に収容する生徒等の数とする。)が増加することが明らかな場合は翌々年度の5月1日。Aの翌々年度の5月2日から起算して1年以内に特別支援学校を設置した場合又は当該特別支援学校に収容する生徒等の数(寄宿舎にあっては当該寄宿舎に収容する生徒等の数とする。)が増加することが明らかな場合は新築又は増築を行なう年度の5月1日から起算して3年を経過した日。)

イ 災害復旧の場合

被災時の児童等の数とする

(5) 季節的分校等の児童等の数を算定する日

季節的分校の児童等の数は、当該学校が開設されていた期間に当該学校に通学した児童等の数とし、季節的寄宿舎の児童等の数は、建築後に当該寄宿舎に収容される予定の児童等の数とする。

季節的分校の本校の児童等の数は、季節的分校の児童等が本校に通学しない期間にあっても季節的分校の児童等の数を加えた児童等の数とする。

6 学校給食施設に係る児童等の数のとり方

(1) 当該整備を行う年度の5月1日以前に設置された義務教育諸学校にあっては、当該年度の5月1日現在において当該学校に在学する児童又は生徒の数とする。当該整備を行う年度の5月1日以前に夜間課程が置かれた高等学校にあっては、当該年度の5月1日現在において当該学校の夜間課程において行う教育を受ける生徒の数とする。

- (2) 当該整備を行う年度の5月2日以降当該年度の末日までの間に設置される義務教育諸学校にあっては、その設置の日において当該学校に在学する児童又は生徒の数とする。当該整備を行う年度の5月2日以降当該年度の末日までの間に夜間課程が置かれる高等学校にあっては、その課程が置かれる日において当該学校の夜間課程において行う教育を受ける生徒の数とする。
- (3) 当該整備を行う年度の翌年度中に設置される義務教育諸学校にあっては、その設置の日において当該学校に在学する予定の者の数を基準としてその都度文部科学大臣が定める数とする。当該整備を行う年度の翌年度中に夜間課程が置かれる高等学校にあっては、当該夜間課程が置かれる日において当該学校の夜間課程において行う教育を受ける予定の者の数を基準としてその都度文部科学大臣が定める数とする。
- (4) 当該整備を行う年度の翌々年度中に設置される義務教育諸学校にあっては、その設置の日において当該学校に在学する予定の者の数を基準としてその都度文部科学大臣が定める数とする。当該整備を行う年度の翌々年度中に夜間課程が置かれる高等学校にあっては、当該夜間課程が置かれる日において当該学校の夜間課程において行う教育を受ける予定の者の数を基準としてその都度文部科学大臣が定める数とする。
- (5) 当該整備を行う年度から起算して3年度を経過した年度の末日までに設置される義務教育諸学校にあっては、その設置の日において当該学校に在学する予定の者の数を基準としてその都度文部科学大臣が定める数とする。当該整備を行う年度から起算して3年度を経過した年度の末日までに夜間課程が置かれる高等学校にあっては、当該夜間課程が置かれる日において当該学校の夜間課程において行う教育を受ける予定の者の数を基準としてその都度文部科学大臣が定める数とする。
- (6) 共同調理場の場合にあっては、前記(1)から(5)までの算定方法により算定した当該共同調理場に参加するすべての義務教育諸学校に係る児童又は生徒の数とする。
- (7) 新設等の事由により、すべての学年の児童又は生徒を収容するに至っていないものにあつては、そのすべての学年の児童又は生徒を収容することとなったときの数(収容定員等)を基準としてその都度文部科学大臣が定める数とする。
- (8) 前記(1)から(7)の算定においては、当該事業が完了する予定年度の翌年度の児童生徒数に対応する基準面積又は基準金額が、当該事業を実施する年度の児童生徒に対応する基準面積又は基準金額と比べて減少し、かつ、再び事業実施年度の基準と同じか上回ることはないと明らかに見込まれる場合にあっては、原則として、事業完了予定年度の翌年度の5月1日において見込まれる児童生徒数に対応する基準面積又は基準金額で補助金を算定するものとする。

7 保有面積及び被災時の面積のとり方

(1) 算定方法

棟ごとの延べ面積を合計した面積とする。この場合において棟ごとの延べ面積に1平方メートルに満たない端数が生じたときには、これを四捨五入して算定するものとする。

(2) 算定日

ア 整備の場合

新築、増築又は改築を行う年度の5月1日とする。ただし、学校統合に係る場合にあっては学級数を算定する日と同じ日とする。

イ 災害復旧の場合

被災時の面積の算定日は、災害のあった日とする。

(3) 併置学校等の場合

2以上の学校、部又は課程（義務教育学校の課程を除く。）が一つの学校施設を使用する場合には、次の原則による。ただし、共用している部分に国庫負担金等の交付を受けて建築した部分があるときは、当該部分の面積は、当該原則にかかわらず、当該国庫負担金等の交付を受けて建築した学校、部又は課程の保有面積とする。

ア 小学校と中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）が併置されている場合

(ア) 使用の区分が明確なものは、その使用区分をもって保有面積の区分とする。

(イ) 共用している部分については、主として使用している学校の保有面積とする。ただし、主として使用している学校を区分することが困難な場合は、当該部分を共用する各学校の必要面積に応じて比例あん分する。

イ 特別支援学校に、幼稚部、小学部、中学部又は高等部のいずれか2以上の部を置く場合

各部の専用する部分の面積は当該部の保有面積とし、その他の部分の面積は、原則として、当該部分を共用する各部の必要面積に応じて比例あん分する。

ウ 昼夜の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）又は課程が併置されている場合

夜間の学校又は課程の専用する部分の面積を、当該夜間の学校又は課程の保有面積とし、その他の部分の面積を昼間の学校又は課程の保有面積とする。

なお、新築、増築及び改築（災害復旧を含む。）の資格面積算定における保有面積は、学校ごとにそれぞれ次による。

新增築の場合

全日制の課程………昼間の課程の保有面積から昼間の定時制の課程の専用面積を控除した面積

定時制の課程………昼間及び夜間の定時制の課程の専用面積

改築及び災害復旧の場合

当該学校の全保有面積

エ 中等教育学校の場合

各課程の専用する又は主として使用する部分の面積を、当該課程の保有面積とし、その他の部分の面積については、原則として、各課程の必要面積に応じて比例あん分する。

(4) 別の敷地に建築する場合等

学校統合その他やむをえない理由により、当該学校の従前の建物の敷地と別個の敷地に建物を新築又は改築し、従前の建物は使用されないこととなると認められる場合又は当該学校の敷地が狭あい等のため従前の建物の一部若しくは全部をとりこわす必要があると認められる場合には、当該使用されないこととなり、若しくはとりこわす必要があると認められる建物の面積は保有面積としないことができる。

(5) 学校の分離新設を行う場合

学校の分離新設を行うため新設予定校の建物を新築又は増築する場合において、当該新設予定校の資格面積の基礎となる関連学校の整備資格面積が学級数を算定する日における当該新設予定校の必要面積に満たないときで、かつ、特別の事情があると認められるときは、当該必要面積に満たない面積の範囲内において当該関連学校の保有面積の一部を控除することがで

きる。この場合において、当該新設予定校は、その開設日が条例又はこれに基づく規則で定められたものに限る。

(6) 保有面積の控除

既存の建物に次に掲げる部分がある場合は、新築（災害復旧の場合を除く。）増築及び改築の資格面積の算定において、当該部分の面積を保有面積から控除することができる。

ア 武道場

イ 専用講堂（固定椅子等があつて、体育の用に供しえないもの）

ウ 不適格屋内運動場（木造校舎の一部を使うなど講堂兼屋内運動場としているもので、体育の用に供するには、機能上不適格なもの）

エ 特別活動を行うための独立した建物（部室を除く。）

オ プール専用付属室

カ 地域・学校連携施設（校舎及び学校体育施設の開放に資するために設けられている施設）

キ へき地小中学校児童生徒用浴室

ク 専用食堂（寄宿舎の食堂を除く。）

ケ 給食室（給食リフト及び給食受入れに必要な配膳室を除く。）

8 負担金等算定の基礎となる施設

負担金等算定の基礎となる施設は、当該学校等の設置者が所有権を有するものであることを原則とする。ただし、当該学校等の設置者が所有権を有しない場合においても、次に掲げる場合は、当該施設を負担金等算定の基礎とする。

- (1) 当該施設を恒久的に当該学校の用に供している場合であつて、当該設置者が権原に基づいて災害復旧を行う場合において、文部科学大臣が当該権原を適当であると認めるとき
- (2) 小学校、中学校又は義務教育学校の学校統合に伴い、当該施設を借用して改修するとき
- (3) 特別支援学校の教室不足を解消するため、当該施設を借用して改修するとき
- (4) 不登校児童生徒に対しその実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校又は学齢を経過した者に対し夜間その他特別な時間において義務教育の段階における普通教育に相当する教育を行う学校を整備するため、当該施設を借用して改修するとき

9 過年度の契約及び予算に係る工事に対する負担

- (1) 整備の場合

過年度の契約及び予算に係る工事は、原則として負担の対象としない。

- (2) 災害復旧の場合

過年度の契約及び予算に係る工事であっても、当該事業が前年度事業の内定を受けたものである場合には、負担の対象となる。

ただし、特に必要があると認められる場合については、当該事業が前年度前に内定を受けていれば、負担の対象とすることができる。

10 現存しない危険建物の改築

改築を行う年度の5月1日に現存しない危険建物であっても、原則として、当該日の1年前の日後に取り壊したものについては、文部科学大臣が認める場合には、当該年度の5月1日に現存する危険建物とみなして、これを改築の交付金の対象とすることができる。

11 改築対象建物が災害を受けた場合

危険建物改築として交付金の対象となったとりこわすべき建物が、当該事業の交付決定を受け、

改築工事に着工した後災害を受けた場合は、当該建物は原則として災害復旧の負担の対象とはしない。

12 危険建物のとりこわし

危険建物等又はこれに準ずる建物として改築の対象となった建物は、改築工事が完成した場合はすみやかに交付金の対象となった面積と同面積について原則として設置者の負担によるとりこわし又は文部科学大臣が認める譲渡等の措置をとらなければならない。

ただし、とりこわし延期等について文部科学大臣の承認を得た場合は承認を得た期限まではとりこわすことを要せず、当該建物が文化財等のもので、その建物を保存する必要があると文部科学大臣が認めるものについては保存することができる。

13 負担金等取扱い上の単位

負担金等の認定、内定、交付決定等負担金等の交付に関する事務は、設置者別に1の単位として取り扱う（ただし、事務手続上支障のある場合は、学校別とすることができる。）。また、災害復旧については、設置者別、事業別に1の単位として取り扱う。

14 再度災害の取り扱い（災害復旧の場合に限る。）

国庫負担の対象となる災害を受けた学校が、災害復旧事業の施行中又は着手前に、再度、国庫負担の対象となる災害を受けた場合は、後災による増破及び手もどり（災害復旧を行った部分が、再度被害を受けたもの。）の部分については、後災の災害復旧事業の対象として取り扱い、その他の部分については、前災の災害復旧事業の対象として取り扱う。

15 適用除外（災害復旧の場合に限る。）

災害法の規定は、①文部科学大臣が交付決定した災害復旧事業に要する経費の額が、建物、建物以外の工作物、土地又は設備のそれぞれについて、都道府県の設置に係るものにあつては80万円（設備については60万円）、市町村等の設置に係るものにあつては40万円（設備については30万円）に達しない災害復旧、②明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に基因して生じたものと認められる災害に係る災害復旧及び③著しく維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたものと認められる災害に係る災害復旧については適用されない。

なお、文部科学大臣が交付決定した災害復旧事業に要する経費の額が80万円（設備については60万円）又は40万円（設備については30万円）に達していれば、実施精算した結果の金額がこれらの額に達しなくても適用除外とはならない。

16 端数整理の原則

経費の算定等の場合において端数を生じた場合には、経費の算定の単位ごとに次の原則により処理するものとする。

- (1) 児童等の数に1人に満たない数のある場合、災害復旧の設備費を算定するときの災害をこうむった建物の全面積の割合に0.001に満たない端数のある場合、基準面積に0.01平方メートルに満たない端数のある場合及び面積（基準面積を除く。）に1平方メートルに満たない端数のある場合には、この端数は四捨五入するものとする。
- (2) 工事費、事務費、負担金等に1,000円に満たない端数のある場合、単価に1円に満たない端数のある場合には、この端数は切り捨てるものとする。

第3 手続

1 災害速報及び災害報告書（災害復旧の場合に限る。）

公立学校施設災害復旧費国庫負担法第2条第3項の規定に該当する災害及びその他の災害により公立学校の建物（教員住宅、共同利用施設（学校共同調理場、学校共同寄宿舍、産業教育実習場）を含む。）、建物以外の工作物、土地及び設備について被害が発生した場合は、当該学校を設置する都道府県知事又は市町村長等は被害の状況を文部科学大臣に報告しなければならない。

すなわち、法の適用を受けない災害に係る被害及び法の適用除外となる被害についても報告することになっている。

「災害速報」は被害後直ちに、「災害報告書」は被害の後1週間以内に、提出しなければならない。

その手続き及び様式は、通知によって示されている。

2 負担事業の認定

負担金（整備に係るものに限る。）の交付を受けようとする都道府県知事又は市町村長等は、当該負担金の交付を受けて行おうとする事業について、「国庫負担事業認定申請書」を提出して、文部科学大臣の認定を受けなければならない。この申請の手続及び申請書の様式は、毎年度通知によって示すこととしている。

なお、人口20万人以上の地方公共団体が、概算事業費10億円以上と見込まれる国庫負担事業を行おうとする場合は、「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」（平成27年12月15日民間資金等活用事業推進会議決定）に基づき、当該地方公共団体が策定している優先的検討規程等によるPPP/PFI手法の導入に係る検討を経ていることを認定に当たっての要件とする。

また、国庫負担事業の申請の際に、申請を行う年度から10年間の学級数の推計を文部科学大臣に提出するものとする。

3 負担事業の認定を受けた事業の廃止又は変更

認定を受けた学校ごとの負担事業を交付申請書提出前に廃止するとき又は当該事業の工事量、単価又は構造を変更したことにより負担金が減ずるときは、交付申請書の提出期日までに「国庫負担認定事業廃止又は変更報告書」を文部科学大臣に提出しなければならない。ただし、単価を減じたことにより生じた負担金をもって、資格面積の範囲内で工事量を増加するときは、報告を要しない。この場合交付申請書の学校別表には、変更後の数値を記入すること。

この手続き及び様式は、通知によって示されている。

4 負担金等の交付の申請

負担等事業の認定又は内定を受けた都道府県知事又は市町村長等が、当該負担金等の交付を受けようとする場合には、「国庫負担金交付申請書」（交付金の場合は、「交付金交付申請書」）を文部科学大臣に提出しなければならない。この申請の手続き、様式、時期等については、通知により示される。この申請に基づき文部科学大臣が負担金等の交付を決定するのであるが（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律6条、7条）、この決定によって定まる負担金の交付決定の内容及び条件のうち、変更についての承認を必要とする事項は、次表のとおりである。

なお、教室不足を解消するための新築から学校統合に伴う新築への変更等の事業の目的の変更又は工事費から設置者事務費への流用は認めないこととする。

第1欄	第2欄	
交付決定の内容 内容及び条件	左の変更	
	整備の場合	災害復旧の場合
1 負担金等の額	負担金等の額の変更	学校ごとの負担金等の額の変更
2 施設区分(建物、 建物以外の工作 物、土地、設備) ごとの工事費		施設区分ごとの工事費の変更
3 建物区分(校舎、 屋内運動場、寄宿 舎)ごとの面積		資格面積の範囲内での減及び特例によ る資格面積の範囲内での変更
4 建物の工事区分 (新增築、改築、 長寿命化改良、新 築(災害復旧)、 補修、買収)ごと の面積		資格面積の範囲内での減及び特例によ る資格面積の範囲内での変更
5 建物の構造区分 (木造、鉄筋コン クリート造、鉄骨 造及びその他造) ごとの面積		下位の構造への変更
6 建物以外の工作 物の工事内容(工 種、形状、寸法、 数量)		効用を減ずる工種の変更及び工事量の 減
7 土地の工事内容 (工法、形状、寸 法、数量)		効用を減ずる工法の変更及び工事量の 減

5 申請の取下げ

地方公共団体は交付の決定の内容又はこれに付した条件に対し、不服があることにより、交付の申請を取下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から30日以内にその旨を記載した書面を文部科学大臣に提出しなければならない。

また、都道府県教育委員会が市町村に係る負担金等の交付申請の取下げを受けた場合には、速やかに文部科学大臣に報告しなければならない。

6 負担等事業の廃止

負担金等の交付の決定を受けた都道府県知事又は市町村長等が、当該事業を廃止しようとする

場合には、「国庫負担事業の廃止承認申請書」（交付金の場合は、「交付金交付事業廃止承認申請書」）を速やかに文部科学大臣に提出しなければならない。

この手続き及び様式については、通知によって示されている。

7 負担金等の交付決定の内容の変更

負担金等の交付の決定を受けた都道府県知事又は市町村長等が交付決定の内容等を変更しようとする場合の手続きは次のとおりである。この申請書等の様式は、通知によって示されている。

この交付決定の内容等には、その変更手続きの区分によって、文部科学大臣の承認を受けなければ変更できないものと、文部科学大臣の承認を要せず、負担等事業者が一方的に変更しうる軽微なものがある。

文部科学大臣の承認を要する事項を変更する場合、交付決定の内容の変更にあたっては、「国庫負担金交付決定の内容変更承認申請書」（交付金の場合は、「交付金交付決定内容変更承認申請書」）を提出する。

また、工事の期間の延長にあつては、「国庫負担事業工期延長報告書」（交付金の場合は、「交付金交付事業工期延長報告書」）を提出する。

8 負担等事業者が一方的に変更しうる軽微な変更

負担等事業者が一方的に変更しうる軽微な変更は次のとおりとする。

（１） 負担金（整備に係るものに限る。）の場合

ア 設置者事務費から工事費への流用（ただし、負担割合を超えない範囲に限る。）

イ 交付決定単位内での負担対象事業への流用

（２） 交付金の場合

次に掲げる内容の軽微な変更で設置者ごとの交付金の額に変更を生じないもの

ア 設置者事務費から工事費への流用

イ 施設整備計画の範囲内での他の交付対象事業への流用

9 状況報告（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 12 条）

負担等事業を行なう都道府県知事又は市町村長等は、負担等事業の遂行の状況に関し、「状況報告書」を文部科学大臣（当該事業者が市町村長等の場合には、都道府県教育委員会）に提出しなければならない。この報告書は、交付決定後の各 4 半期経過後 15 日までに、文部科学大臣（負担等事業者が市町村長等の場合には、都道府県教育委員会）に到達するように提出しなければならない。ただし、当該 4 半期に実績報告書を提出する場合には、これを提出する必要はない。

この申請書の様式等は、通知によって示されている。

10 遂行命令及び一時停止命令（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 13 条、31 条）

（１） 遂行命令

負担等事業の完了又は廃止の報告を受ける以前において、当該事業が交付決定の内容及び条件に従って遂行されていないと認めたとき文部科学大臣（負担等事業者が市町村長等の場合には、都道府県教育委員会）は、交付の決定の内容及び条件に従って遂行すべきことを命ずることができる。

（２） 一時停止命令

負担等事業を行なう都道府県知事又は市町村長等が遂行命令に従わないときは、反省と準備のための一定の期間を与えるために、文部科学大臣（負担等事業者が市町村長等の場合には、都道府県教育委員会）は、当該事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

この命令には、一時停止期間の適当な期日を指定して、その日までに交付決定の内容及び条件に適合させるための措置（たとえば契約を締結し、又は旧契約を解除し、新契約を締結する等の措置）をとらないときは、交付決定の全部又は一部が取り消される旨を明示する。

なお、この命令に違反した者は、3万円以下の罰金に処せられる。

11 実績報告（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 14 条）

負担等事業を行なう都道府県知事又は市町村長等は、負担等事業が完了したとき又は国の会計年度が終了したときは、「実績報告書」を文部科学大臣（負担等事業者が市町村長等の場合には、都道府県教育委員会）に提出することになっており、この報告書は、事業が完了した日から起算して1ヵ月以内又は翌年度の4月5日までのいずれか早い日までに、国の会計年度が終了した場合は、毎年4月30日までに提出しなければならない。

この申請書の様式等は、通知によって示されている。

12 額の確定（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 15 条）

額の確定とは、交付すべき負担金等の額を確認することをいい、これによって負担金等の精算ができることとなる。この額の確定は、書類審査及び現地調査等によって、負担等事業の成果が交付の決定の内容及び条件に適合するものであるかどうかを調査して、適合すると認められた場合にのみなされる。

この額の確定は、文部科学大臣（負担等事業者が市町村長等の場合には都道府県教育委員会）が行なう。

この方法及び手続きについては、通知によって示されている。

13 是正措置命令（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 16 条）

負担等事業の完了又は廃止に係る実績報告を受けた場合において、当該成果が負担金等交付の決定の内容及び条件に適合しないと認めるときは、文部科学大臣（当該事業者が市町村長等の場合には、都道府県教育委員会）は、当該負担等事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを、当該負担等事業を行なう都道府県知事又は市町村長等に命ずることができる。

この是正措置が命ぜられた場合は、これに従ってなされた事業について、実績報告書を提出しなければならない。

14 返還命令（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 18 条）

交付の決定を取り消した場合に、当該取り消しに係る部分に関しすでに負担金等が交付されているとき、又は減額して額の確定をした場合に、すでにその額を超える負担金が交付されているときには、当該負担金等の返還が命ぜられる。この命令には、返還すべき期限、加算金及び延滞金等に関する事項が記載される。

15 負担金等の受領の手続き

負担金等の交付の決定の通知を受けた都道府県知事又は市町村長等が当該負担金等を受領するためには、国の支出機関（都道府県の会計管理者）に請求しなければならない。

この請求の方法には、概算払いの手続きと精算払いの手続きとがある。この手続きについては、通知によって示されている。

16 負担等事業が年度内に完成しなかった場合の事務手続き

公立文教施設費国庫負担金等は、対象となる工事が負担金等を交付した年度内に完成することを条件として交付されるが、諸般の事情によって年度内に完成することが不可能な場合には、事業の繰越しを行なうことになる。この場合負担等事業を行なう都道府県知事又は市町村長等は次

の手続きを要する。このための申請書等は、通知によって示されている。

なお、繰越しには、繰越明許費（財政法第 14 条の 3）によるものと事故繰越（財政法第 42 条）によるものがある。

(1) 工事完成期間に係る手続き

当該事業の完成期間を延長することについて文部科学大臣（当該事業者が市町村長等の場合には、都道府県教育委員会）に報告しなければならない。

(2) 地方公共団体の予算に係る手続き

地方自治法（213 条、220 条）の規定により、都道府県又は市町村の予算の繰越しを行なうことを要する。

17 報告、立入検査受忍等の義務（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 23 条、31 条）

文部科学大臣（負担等事業者が市町村長等の場合には、都道府県教育委員会）は、負担金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、当該負担等事業を行う都道府県知事又は市町村長等に対して報告させ、又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができることとなっている。

なお、この規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたものは、3 万円以下の罰金に処せられる。

18 負担等事業の検査、監査等

負担等事業を行なう都道府県知事又は市町村長等は、負担等事業の執行について文部科学省、財務省、会計検査院、総務省、都道府県教育委員会（負担等事業者が市町村長等の場合）等の調査、検査、監査を受けることがある。

19 補助金調書

この書類は、負担等事業を行なう都道府県知事又は市町村長等が作成し、保管しておき、必要に応じて提出するものである。この作成要領は通知によって示されている。

20 負担金等によって取得した財産の処分の制限（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 22 条）

負担等事業を行なった都道府県知事又は市町村長等は、負担等事業によって取得し、又は効用の増加した財産（重要でない設備を除く。）は、①負担金等の全部に相当する金額を国に納付した場合及び②文部科学大臣が定める期間を経過した場合のほか、文部科学大臣の承認を受けなければ負担金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し貸し付け又は担保に供してはならないことになっている。

この承認申請書の様式等については、通知によって示されている。

21 出納に関する事務

歳入徴収に関する事務及び支出に関する事務については、会計法第 48 条第 1 項並びに予算決算及び会計令第 140 条第 3 項の規定によって、各都道府県の会計管理者を歳入徴収官及び支出官とし、副会計管理者を代理歳入徴収官及び代理支出官として、委任がなされている。

第 4 公立学校建物の校舎等基準表

基準表

1. 幼稚園基準（災害令1条3項）

（1） 園舎（屋内運動場を含む。）—学級数に応ずる園舎必要面積—

（構造：R、単位：㎡）

学 級 数	面 積 の 計 算 方 法
1 学 級 及 び 2 学 級	$307 + 209 (N - 1)$
3 学 級 か ら 5 学 級 ま で	$725 + 161 (N - 3)$
6 学 級 か ら 8 学 級 ま で	$1,208 + 168 (N - 6)$
9 学 級 以 上	$1,713 + 161 (N - 9)$

注) 1 N……学級数

2 上表の基準は温暖地の場合であって、当該学校の所在地の積雪寒冷度に応じて行う補正は次表のとおりである。

一 級 積 雪 寒 冷 地 域	二 級 積 雪 寒 冷 地 域
$28\text{m}^2 \times N$	$14\text{m}^2 \times N$

3 当該幼稚園に在籍する満三歳以上の園児に対して保育を行い、保育のための専用の空間を設ける幼稚園にあつては、上各表によって計算された学級数に応ずる必要面積に、加算対象園児数（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第2号に該当する園児及び一時預かり事業等（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の35第1号に規定する一般型一時預かり事業及び同条第2号に規定する幼稚園型一時預かり事業（従来の預かり保育を含む。）をいう。）を1日2時間以上継続的に利用する園児の数）に応じ、次表の面積を加えた面積とする。

（単位：㎡）

加算対象園児数	20人以下	21人～35人	36人以上
加 算 面 積	88	132	176

2. 小学校基準

（1） 校舎（義務令7条1項、5項、6項、災害令1条3項）

—学級数に応ずる校舎必要面積—

（構造：R、単位：㎡）

学級数（特別支援学級を除く。）	面積の計算方法
1 学級及び2 学級	$769 + 279 (N - 1)$
3 学級から5 学級まで	$1,326 + 381 (N - 3)$
6 学級から11学級まで	$2,468 + 236 (N - 6)$
12学級から17学級まで	$3,881 + 187 (N - 12)$
18学級以上	$5,000 + 173 (N - 18)$

注) 1 N……学級数（特別支援学級を除く。）

- 2 特別支援学級を置く学校の必要面積は、上表によって計算された必要面積に特別支援学級1学級につき168㎡を加えた面積とする。
- 3 多目的教室を設ける学校の必要面積は、学級数（特別支援学級を含む。）に応ずる必要面積に1.108を、多目的教室及び少人数授業用教室（少人数授業に対応した多目的教室を含む。）を設ける学校の必要面積は、学級数（特別支援学級を含む。）に応ずる必要面積に1.180を乗じて得た面積とする。
- 4 上表の基準は、温暖地の学校の場合であって、当該学校の所在地の積雪寒冷度に応じて行う補正は次表のとおりである。

一 級 積 雪 寒 冷 地 域	二 級 積 雪 寒 冷 地 域
32 ㎡×N*	16 ㎡×N*

*特別支援学級数を含める。

（２） 教室数と総面積（義務令3条1項）

—学級数に応ずる教室数と総面積—

（教室数の単位：室、総面積の単位：㎡）

学級数(特別支援学級を除く。)		1 及び 2 学級	3 ～ 5 学級	6 ～ 11 学級	12 ～ 17 学級	18 ～ 23 学級	24 ～ 29 学級	30 ～ 35 学級	36 ～ 41 学級	42 学級以上
室名	教室数	4	4	8	10	11	12	14	14	15
	総面積	314	425	885	1183	1350	1479	1756	1792	1921
特 別 教 室	教室数	学級数（特別支援学級を含む。）に応ずる必要面積×0.108								
多目的教室及び少人数授業用教室（少人数授業に対応した多目的教室を含む。）	総面積	学級数（特別支援学級を含む。）に応ずる必要面積×0.180								
普 通 教 室	教室数	学級数（特別支援学級を含む。）× 1								
	総面積	学級数（特別支援学級を含む。）× 74								

- 注) 1 特別教室の種類は、理科教室、生活教室、音楽教室、図画工作教室、家庭教室、外国語教室、視聴覚教室、コンピュータ教室、図書室、特別活動室、教育相談室とする。
- 2 特別教室の準備室及び更衣室は特別教室の総面積には含めるが特別教室の数には含めない。

（３） 屋内運動場（集会室を含む。）（義務令7条3項、5項、6項、災害令1条3項）

—学級数に応ずる屋内運動場必要面積—

1) 温暖地

（単位：㎡）

学 級 数 (特別支援学級を含む。)	面 積
1 学 級 ～ 10 学 級	894
11 学 級 ～ 15 学 級	919
16 学 級 以 上	1,215

2) 積雪寒冷地

(単位: m²)

学 級 数 (特別支援学級を含む。)	面 積
1 学 級 ～ 9 学 級	922
10 学 級 ～ 11 学 級	1,092
12 学 級 ～ 23 学 級	1,258
24 学 級 以 上	1,552

注) 1 級、2 級積雪寒冷地は、ともにこの表による。

(4) 寄宿舎 (災害令 1 条 1 項)

—寄宿児童数に応ずる寄宿舎基準面積—

(構造: R、単位: m²/人)

区 分	収 容 児 童 数 区 分	1 人 当 たり 基 準
温 暖 地	1～11 人	$28.00 - \frac{1}{P}$
	12～23 人	$29.00 - \frac{13}{P}$
	24～47 人	$15.92 + \frac{301}{P}$
	48 人	22.19
	49 人以上	$12.88 + \frac{447}{P}$

注) 1 P……児童数

2 この基準は温暖地の場合であり、1 級及び 2 級積雪寒冷地域にあつては、それぞれ 1 人当たり 1.15 m²を加える。

3. 中学校 (中等教育学校の前期課程を含む。) 基準

(1) 校舎 (義務令 7 条 1 項、2 項、5 項、6 項、災害令 1 条 3 項)

—学級数に応ずる校舎必要面積—

(構造: R、単位: m²)

学級数 (特別支援学級を除く。)	面 積 の 計 算 方 法
1 学 級 及 び 2 学 級	$848 + 651 (N - 1)$
3 学 級 か ら 5 学 級 ま で	$2,150 + 344 (N - 3)$
6 学 級 か ら 11 学 級 ま で	$3,181 + 324 (N - 6)$
12 学 級 か ら 17 学 級 ま で	$5,129 + 160 (N - 12)$
18 学 級 以 上	$6,088 + 217 (N - 18)$

注) 1 N……学級数 (特別支援学級を除く。)

2 特別支援学級を置く学校の必要面積は、上表によって計算された必要面積に特別支援学級 1

学級につき 168 m²を加えた面積とする。

- 3 多目的教室を設ける学校の必要面積は学級数（特別支援学級を含む。）に応ずる必要面積に 1.085 を、多目的教室及び少人数授業用教室（少人数授業に対応した多目的教室を含む。）を設ける学校の必要面積は、学級数（特別支援学級を含む。）に応ずる必要面積に 1.105 を乗じて得た面積とする。

- 4 上表の基準は、温暖地の場合であって、当該学校の所在地の積雪寒冷度に応じて行う補正は次表のとおりである。

1 級 積 雪 寒 冷 地 域	2 級 積 雪 寒 冷 地 域
32 m ² ×N*	16 m ² ×N*

*特別支援学級数を含める。

（２） 教室数と総面積（義務令 3 条 1 項）

—学級数に応ずる教室数と総面積—

（教室数の単位：室、総面積の単位：m²）

学級数（特別支援学級を除く。） 室名		1 及 び 2 学級	3 ～ 5 学 級	6 ～11 学級	12～17 学級	18～23 学級	24～29 学級	30～35 学級	36～41 学級	42 学 級 以 上
特 別 教 室	教室数	4	10	12	15	15	17	19	20	21
	総面積	333	960	1325	1994	2049	2382	2677	2843	3029
多目的教室	総面積	学級数（特別支援学級を含む。）に応ずる必要面積×0.085								
多目的教室 及び少人数 授業用教室 （少人数授 業に対応し た多目的教 室を含む。）	総面積	学級数（特別支援学級を含む。）に応ずる必要面積×0.105								
普 通 教 室	教室数	学級数（特別支援学級を含む。）× 1								
	総面積	学級数（特別支援学級を含む。）×74								

注） 1 特別教室の種類は、理科教室、音楽教室、美術教室、技術教室、家庭教室、外国語教室、視聴覚教室、コンピュータ教室、図書室、特別活動室、教育相談室、進路資料・指導室とする。

- 2 器具器材庫（屋内運動場に附属するものを除く。）、特別教室の準備室、国語準備室、社会準備室、数学準備室及び更衣室は、特別教室の総面積には含めるが、特別教室の数には含めない。

（３） 屋内運動場（集会室を含む。）（義務令 7 条 3 項、5 項、6 項、災害令 1 条 3 項）

—学級数に応ずる屋内運動場必要面積—

1) 温暖地

（単位：m²）

学級数 （特別支援学級を含む。）	面 積
1 学級～17 学級	1,138
18 学 級 以 上	1,476

2) 積雪寒冷地

(単位: m²)

学級数 (特別支援学級を含む。)	面 積
1 学級～ 7 学級	1,162
8 学級～13 学級	1,237
14 学級～33 学級	1,511
34 学 級 以 上	1,515

注) 1 級、2 級積雪寒冷地は、ともにこの表による。

(4) 寄宿舎 (義務令 8 条、災害令 1 条 1 項)

—寄宿生徒数に応ずる寄宿舎基準面積—

(構造: R、単位: m²/人)

区分	収 容 生 徒 数 区 分	1 人 当 た り 基 準
温	1～11 人	$37.17 - \frac{2}{P}$
	12～23 人	$38.17 - \frac{14}{P}$
暖	24～47 人	$25.04 + \frac{301}{P}$
	48 人	31.31
地	49 人以上	$21.96 + \frac{449}{P}$

注) 1 P……生徒数

2 この基準は温暖地の場合であり、1 級及び 2 級積雪寒冷地域にあっては、それぞれ 1 人当たり 1.15 m²を加える。

4. 義務教育学校基準

(1) 校舎及び屋内運動場 (集会室を含む。)(義務令 7 条 3 項、5 項、6 項、災害令 1 条 3 項)

当該義務教育学校の前期課程を小学校とみなして小学校基準により計算した面積と、当該義務教育学校の後期課程を中学校とみなして中学校基準により計算した面積を合計した面積とする。

(2) 教室数と総面積 (義務令 3 条 1 項)

当該義務教育学校の前期課程を小学校とみなして小学校基準に当てはめた教室数又は総面積と、後期課程を中学校とみなして中学校基準に当てはめた教室数又は総面積をそれぞれ合計した値を基準として、当該基準に達しない場合とする。

(3) 寄宿舎 (災害令 1 条 1 項)

当該義務教育学校の前期課程を小学校とみなして小学校基準により計算した面積と、当該義務教育学校の後期課程を中学校とみなして中学校基準により計算した面積を合計した面積とする。

務教育学校の後期課程を中学校とみなして中学校基準により計算した面積を合計した面積とする。

5. 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）基準

（1） 校舎

1） 一般校舎（災害令1条1項）

（ア） 1学科を置く場合

—学科別生徒数に応ずる1人当たり基準面積—

（構造：R、単位：㎡／人）

a 併置課程以外の課程

（a） 全日制の課程

学 科	生 徒 数 区 分	1 人 当 たり 基 準
普通教育を主とする学科（以下「普通科」という。）	1～120 人	$\frac{2,941}{P}$
	121～320 人	$10.40 + \frac{1,694}{P}$
	321～480 人	$12.48 + \frac{1,028}{P}$
	481～719 人	$7.43 + \frac{3,448}{P}$
	720 人	12.22
	721～960 人	$11.72 + \frac{364}{P}$
	961 人以上	$7.81 + \frac{4,112}{P}$
専門教育を主とする学科（以下「専門学科」という。）	1～120 人	$\frac{2,729}{P}$
	121～320 人	$8.89 + \frac{1,663}{P}$
	321～480 人	$10.21 + \frac{1,240}{P}$
	481～719 人	$6.43 + \frac{3,055}{P}$
	720 人	10.67
	721～960 人	$10.46 + \frac{151}{P}$

	961 人以上	$6.80 + \frac{3,659}{P}$
普通教育に関する科目及び専門教育に関する科目を生徒の選択によることを旨として総合的に履修させる学科（以下「総合学科」という。）	1 ～120 人	$\frac{3,009}{P}$
	121～480 人	$12.48 + \frac{1,512}{P}$
	481～719 人	$8.69 + \frac{3,328}{P}$
	720 人	13.31
	721～960 人	$12.60 + \frac{514}{P}$
	961 人以上	$9.07 + \frac{3,902}{P}$

(b) 昼間定時制の課程・夜間定時制の課程

学 科	生 徒 数 区 分	1 人 当 たり 基 準
普 通 科	1 ～159 人	$\frac{3,357}{P}$
	160 人	20.98
	161～320 人	$10.39 + \frac{1,694}{P}$
	321 人以上	$12.48 + \frac{1,028}{P}$
専 門 学 科	1 ～159 人	$\frac{3,084}{P}$
	160 人	19.28
	161～320 人	$8.89 + \frac{1,662}{P}$
	321 人以上	$10.21 + \frac{1,240}{P}$

総 合 学 科	1 ～159 人	$\frac{3,508}{P}$
	160 人	21.93
	161 人以上	$12.48 + \frac{1,512}{P}$

(c) 通信制の課程

学 科	生 徒 数 区 分	1 人 当 たり 基 準
全 学 科	1 ～1,199 人	$\frac{3,447}{P}$
	1,200 人	2.87
	1,201 人以上	$1.31 + \frac{1,874}{P}$

b 併置課程

(a) 昼間定時制の課程

学 科	生 徒 数 区 分	1 人 当 たり 基 準
普 通 科	1 ～159 人	$\frac{3,115}{P}$
	160 人	19.47
	161～320 人	$8.41 + \frac{1,769}{P}$
	321 人以上	$12.19 + \frac{561}{P}$
専 門 学 科	1 ～159 人	$\frac{2,843}{P}$
	160 人	17.77
	161～320 人	$6.90 + \frac{1,739}{P}$
	321 人以上	$9.92 + \frac{773}{P}$
総 合 学 科	1 ～159 人	$\frac{3,236}{P}$
	160 人	20.23

	161～320 人	$12.01 + \frac{1,315}{P}$
	321 人以上	$12.18 + \frac{1,259}{P}$

(b) 夜間定時制の課程

学 科	生 徒 数 区 分	1 人 当 た り 基 準
普通科又は専門学科	1 ～159 人	$\frac{589}{P}$
	160 人	3.68
	161～320 人	$1.52 + \frac{346}{P}$
	321 人以上	$2.27 + \frac{106}{P}$
総 合 学 科	1 ～159 人	$\frac{710}{P}$
	160 人	4.44
	161～320 人	$2.46 + \frac{316}{P}$
	321 人以上	$2.08 + \frac{438}{P}$

(c) 通信制の課程

学 科	生 徒 数 区 分	1 人 当 た り 基 準
全 学 科	1 ～1,199 人	$\frac{740}{P}$
	1,200 人	0.62
	1,201 人以上	$0.22 + \frac{482}{P}$

注) P……各課程の生徒数

(イ) 2 学科以上を置く場合

各課程の各学科について、当該課程の全生徒の数を当該学科の生徒の数とみなして上記（ア）の表を適用して得た面積を当該学科に係る生徒 1 人当たりの基準面積とする。

(ウ) 当該学校が積雪寒冷地にある場合（災害令 1 条 1 項）

a 全日制の課程又は定時制の課程の場合

1 級積雪寒冷地域にあつては 1 人当たり 0.80 m²を、2 級積雪寒冷地域にあつては 1 人当たり 0.40 m²を上記（ア）又は（イ）の規定により得た面積に加えるものとする。

b 通信制の課程の場合

1 級積雪寒冷地域にあつては 1 人当たり 0.12 m²を、2 級積雪寒冷地域にあつては 1 人あたり 0.06 m²を上記（ア）又は（イ）の規定により得た面積に加えるものとする。

- 2) 産振校舎（災害令 1 条 1 項、産業教育振興法施行令 2 条、同法施行規則 1 条、2 条、3 条、「高等学校における産業教育に関する施設・設備の基準面積・基準金額の算定等について」（平成 6 年 6 月 30 日付け文初職第 24 号初等中等教育局長通知））

高等学校の各課程のうち農業、水産、工業、商業、家庭、看護、情報、若しくは福祉に関する学科又は職業科目を 25 単位以上開設している総合学科（以下「職業学科」という。）を置くものの校舎に係る生徒 1 人当たりの産振補正の面積は、当該高等学校に置いて履修する科目の属する産業教育振興法施行令（昭和 27 年政令第 405 号）別表第 2 欄に掲げる各科目群（以下「科目群」という。）ごとに、次のア、イ及びウにより算出した係数に、エに掲げる当該科目群ごとの基準面積を乗じて得た科目群ごとの面積を合計して得た面積を、当該課程の生徒数で除して得た面積とする。

ただし、募集停止中の学科、全日制の課程と併置される夜間定時制の課程に置かれる学科で、全日制の課程に置かれる学科と同様の学科、昼間定時制の課程と併置される夜間定時制の課程に置かれる学科で昼間定時制の課程に置かれる学科と同様の学科及び通信制の課程に置かれる学科（通信制の課程のみを置く高等学校の学科を除く。）は当該高等学校における産振補正の算定の対象とはしないものとする。

ア 生徒数補正

各科目群について、当該科目群に属するいずれかの科目を履修する各学科の第 1 学年の定員の和に応じ、次表に定める係数による。

算出数	1～39	40～80	81～120	121～160	161～200	201～
増減係数 (%)	50	100	130	140	150	以後 40 人増えるごとに 10%ずつ増

イ 単位数補正

各科目群について、当該科目に属するいずれかの科目（「課題研究」、「実習」、「総合実習」、「情報実習」及び「産業社会と人間」を除く。）を履修する各学科における履修単位数及び第 1 学年の定員に基づき、当該学科における当該科目群に属する科目に係る履修単位数に当該学科の第 1 学年の定員を乗じて得た数の和を、当該科目群に属するいずれかの科目を履修する各学科の第 1 学年の定員の和で除して得た数（小数点以下第 1 位の数字を四捨五入するものとする。）に応じ、次表に定める係数による。

科目群	算出数による増減係数 (%)			
	25	50	100	150
情報基礎に関する科目群	—	1	2～6	7～
情報応用に関する科目群	1～3	4～9	10～17	18～
生物生産に関する科目群	1～3	4～13	14～34	35～
林業に関する科目群	1～3	4～9	10～16	17～
食品科学に関する科目群	1～3	4～11	12～22	23～
工業基礎に関する科目群	1～3	4～7	8～15	16～

電 子 基 礎に関する科目群	—	1 ～ 3	4 ～ 6	7 ～
機 械に関する科目群	1 ～ 3	4 ～ 9	10～17	18～
自 動 車に関する科目群	1 ～ 3	4 ～ 8	9 ～13	14～
船 舶に関する科目群	1 ～ 3	4 ～ 5	6 ～12	13～
電 気に関する科目群	1 ～ 3	4 ～13	14～22	23～
電 子 応 用に関する科目群	1 ～ 3	4 ～11	12～22	23～
建 築に関する科目群	1 ～ 3	4 ～13	14～22	23～
設 備 工 業に関する科目群	1 ～ 3	4 ～11	12～18	19～
土 木 ・ 造 園に関する科目群	1 ～ 3	4 ～13	14～30	31～
化 学 工 業に関する科目群	1 ～ 3	4 ～13	14～20	21～
材 料 技 術に関する科目群	1 ～ 3	4 ～10	11～17	18～
セ ラ ミ ッ クに関する科目群	1 ～ 3	4 ～12	13～19	20～
織 維に関する科目群	1 ～ 3	4 ～ 9	10～14	15～
イ ン テ リ アに関する科目群	1 ～ 3	4 ～ 7	8 ～12	13～
デ ザ イ ンに関する科目群	1 ～ 3	4 ～10	11～18	19～
流 通 ・ 経 営に関する科目群	1 ～ 3	4 ～ 9	10～20	21～
国 際 経 済に関する科目群	1 ～ 3	4 ～ 5	6 ～12	13～
水産・海洋基礎に関する科目群	1 ～ 3	4 ～ 7	8 ～14	15～
海 洋 漁 業に関する科目群	1 ～ 3	4 ～14	15～25	26～
栽 培 漁 業に関する科目群	1 ～ 3	4 ～12	13～28	29～
被 服に関する科目群	1 ～ 3	4 ～11	12～24	25～
食 物に関する科目群	1 ～ 3	4 ～11	12～36	37～
保 育 ・ 福 祉に関する科目群	1 ～ 3	4 ～12	13～35	36～
看 護に関する科目群	1 ～ 3	4 ～15	16～37	38～

ウ 課題研究等補正

当該高等学校において科目「課題研究」、「実習」、「総合実習」、「情報実習」又は「産業社会と人間」を履修する場合、イに定める方法（イにおいて「いずれかの科目（「課題研究」、「実習」、「総合実習」、「情報実習」及び「産業社会と人間」を除く。）」とあるのは、「「課題研究」、「実習」、「総合実習」、「情報実習」又は「産業社会と人間」」と読みかえるものとする。）より算出した数に応じ、次表に定める係数による。

この場合、補正に当たっては、学科ごとに任意の 1 の科目群の基準面積を補正するものとする。

算出数	1 ～ 4	5 ～12	13～
増 加 係 数 (%)	110	130	150

エ 科目群ごとの基準面積は、次表に掲げる面積とする。

科 目 群	産振基準面積
情 報 基 礎に関する科目群	490
情 報 応 用に関する科目群	1,750

生 物 生 産に関する科目群	8,470
林 業に関する科目群	1,720
食 品 科 学に関する科目群	2,260
工 業 基 礎に関する科目群	1,220
電 子 基 礎に関する科目群	440
機 械に関する科目群	3,220
自 動 車に関する科目群	3,380
船 舶に関する科目群	2,840
電 気に関する科目群	1,760
電 子 応 用に関する科目群	1,910
建 築に関する科目群	1,860
設 備 工 業に関する科目群	2,110
土 木 ・ 造 園に関する科目群	1,760
化 学 工 業に関する科目群	2,130
材 料 技 術に関する科目群	2,690
セ ラ ミ ッ クに関する科目群	2,390
織 維に関する科目群	2,200
イ ン テ リ アに関する科目群	2,600
デ ザ イ ンに関する科目群	2,310
流 通 ・ 経 営に関する科目群	1,460
国 際 経 済に関する科目群	520
水産・海洋基礎に関する科目群	1,150
海 洋 漁 業に関する科目群	880
栽 培 漁 業に関する科目群	1,150
被 服に関する科目群	440
食 物 ・ 調 理に関する科目群	720
保 育 ・ 福 祉に関する科目群	1,170
看 護に関する科目群	1,190

(2) 屋内運動場 (災害令 1 条 1 項)

— 1 人当たり標準面積—

1) 温暖地 (単位: m²/人)

区 分	基 準 面 積
1～560 人 〔 通信制の課程 (併置課程を除く) : 1 人以上 〕	1,589 P
561～1,120 人	2,267 P
1,121 人以上	2,882 P

2) 積雪寒冷地

(単位：㎡／人)

区 分	基 準 面 積
1～480 人 〔 通信制の課程 （併置課程を除く）：1人以上 〕	$\frac{1,648}{P}$
481～960 人	$\frac{2,337}{P}$
961 人以上	$\frac{3,000}{P}$

- 注) 1 P……各課程の生徒数（通信制の課程にあつては、生徒数に 0.15 を乗じて得た数）
 2 1 級、2 級積雪寒冷地は、ともにこの表による。
 3 併置課程に係る 1 人当たりの基準面積については、課程の種類ごとに次の（ア）に掲げる生徒数を 1）又は 2）の表に適用して得た面積から、（イ）に掲げる生徒数を同表に適用して得た面積を減じた面積を当該課程の生徒数で除した面積（当該面積が負となる場合は、零）とする。

併置課程の種類	(ア)	(イ)
昼間定時制の課程	全日制の課程及び昼間定時制の課程の生徒数	全日制の課程の生徒数
夜間定時制の課程	夜間定時制の課程の生徒数	全日制の課程及び昼間定時制の課程の生徒数
通信制の課程	全課程の生徒数（通信制の課程にあつては生徒数に 0.15 を乗じて得た数）	全日制の課程及び昼間定時制の課程の生徒数と夜間定時制の課程の生徒数とのうちいずれか多い生徒数

(3) 寄宿舎 (災害令 1 条 1 項)

—寄宿生徒 1 人当たり基準面積—

(構造：R、㎡／人)

区分	収容生徒数の区分	1 人当たり基準面積
温暖地	1 ～ 11 人	$37.17 - \frac{2}{P}$
	12 ～ 23 人	$38.17 - \frac{14}{P}$
	24 ～ 47 人	$25.04 + \frac{301}{P}$
	48 人	31.31
	49 ～ 71 人	$21.96 + \frac{449}{P}$

	72 ～ 107 人	$26.33 + \frac{134}{P}$
	108 人以上	$23.22 + \frac{470}{P}$

- 注) 1 P……各課程の寄宿舍に収容する生徒数。
- 2 この基準は温暖地の場合であり、1級及び2級積雪寒冷地域にあつては、それぞれ1人当たり1.15㎡を加える。
- 3 併置課程に係る1人当たりの基準面積については、課程の種類ごとに次の(ア)に掲げる生徒数を上表に適用して得た面積から、(イ)に掲げる生徒数を同表に適用して得た面積を減じた面積を当該課程の生徒数で除した面積(当該面積が負となるときは、零)とする。

併置課程の種類	(ア)	(イ)
昼間定時制の課程	全日制の課程及び昼間定時制の課程の生徒数	全日制の課程の生徒数
夜間定時制の課程	全日制の課程及び定時制の課程の生徒数	全日制の課程及び昼間定時制の課程の生徒数

6. 特別支援学校基準

(1) 小・中学部

ア 校舎(義務令7条2項、5項、6項、災害令1条3項)

—学級数に応ずる校舎必要面積—

(構造：R、単位：㎡)

区分	学級数(重複障害学級を含む。)	面積の計算方法
視覚障害者である児童等に対する教育を行う特別支援学校	1学級から3学級まで	1,862
	4学級から8学級まで	$2,105 + 242(N - 4)$
	9学級から17学級まで	$3,317 + 170(N - 9)$
	18学級以上	$4,850 + 134(N - 18)$
聴覚障害者である児童等に対する教育を行う特別支援学校	1学級から3学級まで	1,616
	4学級から8学級まで	$1,869 + 253(N - 4)$
	9学級から17学級まで	$3,135 + 170(N - 9)$
	18学級以上	$4,668 + 134(N - 18)$
知的障害者である児童等に対する教育を行う特別支援学校	1学級から3学級まで	1,903
	4学級から8学級まで	$2,163 + 260(N - 4)$
	9学級から17学級まで	$3,463 + 200(N - 9)$
	18学級以上	$5,263 + 145(N - 18)$
肢体不自由者である児童等に対する	1学級から3学級まで	2,152
	4学級から8学級まで	$2,429 + 276(N - 4)$

教育を行う特別支援学校	9 学級から 17 学級まで	3,808+240 (N-9)
	18 学級以上	5,969+181 (N-18)
病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）である児童等に対する教育を行う特別支援学校	1 学級から 3 学級まで	1,576
	4 学級から 8 学級まで	1,849+273 (N-4)
	9 学級から 17 学級まで	3,216+170 (N-9)
	18 学級以上	4,749+134 (N-18)

注) 1 N……学級数（重複障害学級を含む。）

2 傾斜路を設ける学校の必要面積は、上表によって計算された必要面積に、170 m²に当該学校の校舎の傾斜路を設ける階の数（その数が3を超える場合は、3）を乗じて得た面積を加えた面積とする。

3 この基準は、温暖地の場合であり、1 級及び2 級積雪寒冷地域にあつては、それぞれ1 学級（重複障害学級を含む。）当たり 7.6 m²を加える。

4 視覚障害者である児童等、聴覚障害者である児童等、知的障害者である児童等、肢体不自由者である児童等又は病弱者である児童等の2 以上に対する教育を行う特別支援学校の校舎に係る学級数に応ずる必要面積は、障害区分ごとに、当該学校の全学級数をそれぞれ当該障害区分の全学級数とみなして上記の表を適用して得た面積を、当該障害区分の学級数により加重平均した面積とする。

イ 屋内運動場（義務令7 条3 項、5 項、6 項、災害令1 条3 項）

—学級数に応ずる屋内運動場必要面積—

（単位：m²）

区分	面 積	
	温暖地	寒冷地
視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者又は病弱者である児童等に対する教育を行う特別支援学校	932	992
肢体不自由者である児童等に対する教育を行う特別支援学校	1,097	1,157

注) 1 1 級、2 級積雪寒冷地域は、ともに寒冷地欄を用いる。

2 視覚障害者である児童等、聴覚障害者である児童等、知的障害者である児童等又は病弱者である児童等及び肢体不自由者である児童等に対する教育を行う特別支援学校の屋内運動場に係る学級数に応ずる必要面積は、肢体不自由者である児童等を就学させる特別支援学校を適用して得た面積とする。

ウ 寄宿舎（義務令8 条、災害令1 条1 項）

—寄宿舎児童生徒数に応ずる寄宿舎基準面積—

(構造：R、単位：㎡／人)

(ア) 単一障害（肢体不自由を除く。）

区分	収容児童・生徒数区分	1人当たり基準
温暖地	1～35人	$33.52 + \frac{31}{P}$
	36～71人	$24.44 + \frac{358}{P}$
	72人	29.42
	73人以上	$24.47 + \frac{356}{P}$

(イ) 重複障害・肢体不自由

区分	収容児童・生徒数区分	1人当たり基準
温暖地	1～35人	$38.41 + \frac{80}{P}$
	36～71人	$28.08 + \frac{452}{P}$
	72人	34.36
	73人以上	$28.08 + \frac{452}{P}$

注) 1 P……児童・生徒数

2 この基準は、温暖地の場合であり、1級及び2級積雪寒冷地域にあつては、それぞれ1人当たり0.90㎡を加える。

3 (ア) 及び (イ) の障害区分の児童等を収容する寄宿舎に係る1人当たり基準面積は、(ア) 又は (イ) の障害区分ごとに、当該寄宿舎に収容する全児童等の数をそれぞれ当該障害区分の児童等の数とみなして上記 (ア) 又は (イ) の表を適用して得た面積を、当該障害区分の児童等の数により加重平均した面積とする。

(2) 幼稚部

ア 校舎（災害令1条1項、2項）

— 1人当たり基準面積 —

(構造：R、単位：㎡／人)

区分	幼児数区分	1人当たり基準
----	-------	---------

視覚障害者である幼児に対する教育を行う特別支援学校	1 ～ 5人	$\frac{370}{P}$
	6 ～ 14人	$34.60 + \frac{197}{P}$
	15人	47.73
	16 ～ 30人	$35.53 + \frac{183}{P}$
	31人以上	$27.33 + \frac{429}{P}$
聴覚障害者である幼児に対する教育を行う特別支援学校	1 ～ 5人	$\frac{370}{P}$
	6 ～ 14人	$40.70 + \frac{167}{P}$
	15人	51.80
	16 ～ 30人	$35.53 + \frac{244}{P}$
	31人以上	$27.33 + \frac{490}{P}$
知的障害者又は病弱者である幼児に対する教育を行う特別支援学校	1 ～ 5人	$\frac{370}{P}$
	6 ～ 14人	$34.60 + \frac{197}{P}$
	15人	47.73
	16 ～ 30人	$35.53 + \frac{183}{P}$
	31人以上	$27.33 + \frac{429}{P}$
肢体不自由者である幼児に対する教育を行う特別	1 ～ 5人	$\frac{429}{P}$

支援学校	6 ～ 14人	$41.00 + \frac{224}{P}$
	15人	55.93
	16 ～ 30人	$41.33 + \frac{219}{P}$
	31人以上	$32.27 + \frac{491}{P}$

注) 1 P……幼児数。ただし、重複障害の幼児を就学させる特別支援学校にあつては、重複障害以外の幼児の数に、重複障害の幼児の数に 1.67 を乗じて得た数を加えた数（1 未満の端数が生じた場合は、小数第一位を四捨五入するものとする。）を幼児数とみなす。

2 この基準は温暖地の場合であり、1 級及び 2 級積雪寒冷地域にあつては 1 人当たり 1.27 m²を加える。

3 視覚障害者である幼児、聴覚障害者である幼児、知的障害者である幼児、肢体不自由者である幼児又は病弱者である幼児の 2 以上に対する教育を行う特別支援学校の校舎に係る 1 人当たりの基準面積は、障害区分ごとに、当該学校の全幼児数をそれぞれ当該障害区分の幼児とみなして上記の表を適用して得た面積を、当該障害区分の幼児数により加重平均した面積とする。

イ 寄宿舍（災害令 1 条 1 項）

— 1 人当たり基準面積 —

(ア) 単一障害（肢体不自由を除く。）

（構造：R、単位：m²/人）

区 分	収容幼児数の区分	1 人 当 た り 基 準
温 暖 地	1 ～ 11人	$29.75 + \frac{24}{P}$
	12 ～ 23人	$23.75 + \frac{96}{P}$
	24人	27.75
	25人以上	$17.92 + \frac{236}{P}$

(イ) 重複障害・肢体不自由

区分	収容幼児数の区分	1 人 当 た り 基 準
温	1 ～ 11人	$33.25 + \frac{27}{P}$

暖地	12 ～ 23人	$28.75 + \frac{81}{P}$
	24人	32.13
	25人以上	$22.17 + \frac{239}{P}$

注) 1 P……幼児数

2 この基準は温暖地の場合であり、1級及び2級積雪寒冷地域にあつては、それぞれ1人当たり0.90 m²を加える。

3 (ア)及び(イ)の障害区分の幼児を収容する寄宿舍に係る1人当たり基準面積は、(ア)又は(イ)の障害区分ごとに、当該寄宿舍に収容する全幼児数をそれぞれ当該障害区分の幼児数とみなして上記(ア)又は(イ)の表を適用して得た面積を、当該障害区分の幼児数により加重平均した面積とする。

(3) 高等部 (災害令1条1項、2項)

ア 一般校舎

— 1人当たり基準面積 —

(構造 : R、単位 : m²/人)

(1) 併置高等部 (小学部又は中学部を置く学校の高等部をいう。以下同じ。)

区分	生徒数区分	1人当たり基準
視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	1 ～ 24人	$\frac{1,619}{P}$
	25 ～ 71人	$21.79 + \frac{1,096}{P}$
	72人	37.01
	73 ～ 144人	$23.29 + \frac{988}{P}$
	145人以上	$18.96 + \frac{1,612}{P}$
聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	1 ～ 24人	$\frac{1,516}{P}$
	25 ～ 71人	$22.65 + \frac{972}{P}$
	72人	36.15

	73 ～ 144人	$23.32 + \frac{924}{P}$
	145人以上	$18.94 + \frac{1,555}{P}$
知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	1 ～ 24人	$\frac{1,597}{P}$
	25 ～ 71人	$22.69 + \frac{1,052}{P}$
	72人	37.31
	73 ～ 144人	$25.86 + \frac{824}{P}$
	145人以上	$19.24 + \frac{1,777}{P}$
肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	1 ～ 24人	$\frac{1,914}{P}$
	25 ～ 71人	$26.50 + \frac{1,278}{P}$
	72人	44.25
	73 ～ 144人	$29.63 + \frac{1,052}{P}$
	145人以上	$24.67 + \frac{1,766}{P}$
病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	1 ～ 24人	$\frac{1,516}{P}$
	25 ～ 71人	$22.65 + \frac{972}{P}$
	72人	36.15
	73 ～ 144人	$23.32 + \frac{924}{P}$
	145人以上	$18.94 + \frac{1,555}{P}$

(2) 単独高等部（小学部及び中学部のいずれをも置かない学校の高等部をいう。以下同じ。）

区分	生徒数区分	1人当たり基準
視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	1 ～ 24人	$\frac{2,293}{P}$
	25 ～ 71人	$32.06 + \frac{1,524}{P}$
	72人	53.22
	73 ～ 144人	$19.88 + \frac{2,400}{P}$
	145人以上	$19.26 + \frac{2,490}{P}$
聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	1 ～ 24人	$\frac{2,047}{P}$
	25 ～ 71人	$33.40 + \frac{1,245}{P}$
	72人	50.69
	73 ～ 144人	$19.88 + \frac{2,218}{P}$
	145人以上	$19.24 + \frac{2,310}{P}$
知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	1 ～ 24人	$\frac{2,170}{P}$
	25 ～ 71人	$34.25 + \frac{1,348}{P}$
	72人	52.97
	73 ～ 144人	$25.28 + \frac{1,994}{P}$
	145人以上	$20.67 + \frac{2,657}{P}$
肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特	1 ～ 24人	$\frac{2,655}{P}$

別支援学校	25 ～ 71人	$37.44 + \frac{1,756}{P}$
	72人	61.83
	73 ～ 144人	$28.32 + \frac{2,413}{P}$
	145人以上	$25.65 + \frac{2,798}{P}$
病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校	1 ～ 24人	$\frac{2,007}{P}$
	25 ～ 71人	$35.92 + \frac{1,145}{P}$
	72人	51.82
	73 ～ 144人	$19.88 + \frac{2,299}{P}$
	145人以上	$19.25 + \frac{2,390}{P}$

注) 1 P……生徒数。ただし、重複障害の生徒を就学させる特別支援学校にあっては、重複障害以外の生徒の数に、重複障害の生徒の数に 2.67 を乗じて得た数を加えた数（1 未満の端数が生じた場合は、小数第一位を四捨五入するものとする。）を生徒数とみなす。

2 この基準は温暖地の場合であり、1 級及び 2 級積雪寒冷地域にあっては、それぞれ 1 人当たり 1.27 m²を加える。

3 傾斜路を設ける単独高等部の 1 人当たり基準面積は、上表によって計算された面積に、傾斜路を設ける校舎の階数に応じ、次表に掲げる面積を加えた面積とする。

4 視覚障害者である生徒、聴覚障害者である生徒、知的障害者である生徒、肢体不自由者である生徒又は病弱者である生徒の 2 以上に対する教育を行う特別支援学校の校舎に係る 1 人当たり基準面積は、障害区分ごとに、当該学校の全生徒数をそれぞれ当該障害区分の生徒数とみなして上記の表を適用して得た面積を、当該障害区分の生徒数により加重平均した面積とする。

（構造：R、単位：m²）

階 数	1	2	3 以上
加算面積	$\frac{170}{P}$	$\frac{340}{P}$	$\frac{510}{P}$

イ 産振校舎

— 1 人当たり面積 —

特別支援学校の高等部の校舎に係る産振補正の面積は、各学科について、次の表に掲げる面積（2 以上の学科を置く場合にあっては、その合計面積）を特別支援学校の高等部の生徒の数

で除して得た面積とする。

(構造：R、単位：m²/人)

学 科	産振補正面積(W)
農 業 系 学 科 (・農業園芸科 等)	407 [481]
工 業 系 学 科 (・機械科 ・印刷科 ・印刷ビジネス科 ・情報機械科 ・印刷情報科 ・工業科 ・産業科 ・窯業科 等)	407 [481]
工 芸 系 学 科 (・産業工芸科 ・工芸科 ・産業情報科 等)	407 [481]
家 政 系 学 科 (・被服科 ・色染科 ・家政科 ・生活科 ・生活情報科 ・福祉科 等)	407 [481]
商 業 系 学 科 (・産業システム科 ・商業科 等)	244 [289]
芸 術 系 学 科 (・デザイン科 ・音楽科 等)	244 [289]
情 報 系 学 科 (・情報デザイン科 ・情報処理科 等)	244 [289]
(視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校のみ)	
理療科・保健理療科	814
理学療法科	733
(理療科・保健理療科と併置する場合)	(488)

(聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校のみ)	
理容科	326
歯科技工科	326

注) 1 □内は肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部の校舎に係る産振補正面積。

2 肢体不自由者である生徒及び視覚障害者である生徒、聴覚障害者である生徒、知的障害者である生徒又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の産振補正面積は肢体不自由者である生徒に係る面積を適用する。

ウ 屋内運動場

— 1人当たり基準面積—

(単位：㎡／人)

(1) 併置高等部

(ア) 視覚障害・聴覚障害・知的障害・病弱

生徒数区分	基準面積	
	温暖地	寒冷地
1～80人	143 P	143 P
81～112人	143 P	463 P
113人以上	463 P	463 P

(イ) 肢体不自由

生徒数区分	基準面積	
	温暖地	寒冷地
1～80人	176 P	176 P
81～112人	176 P	572 P
113人以上	572 P	572 P

(2) 単独高等部

(ア) 視覚障害・聴覚障害・知的障害・病弱

生徒数区分	基準面積	
	温暖地	寒冷地

1 人 以 上	$\frac{1,075}{P}$	$\frac{1,135}{P}$
---------	-------------------	-------------------

(イ) 肢体不自由

生 徒 数 区 分	基 準 面 積	
	温 暖 地	寒 冷 地
1 人 以 上	$\frac{1,273}{P}$	$\frac{1,333}{P}$

注) 1 P……生徒数。ただし、重複障害の生徒を就学させる特別支援学校については、重複障害以外の生徒の数に、重複障害の生徒の数に 2.67 を乗じて得た数を加えた数（1 未満の端数が生じた場合は、小数第一位を四捨五入するものとする。）を生徒数とみなす。

2 (ア) 及び (イ) の障害区分の生徒に対する教育を行う特別支援学校の屋内運動場に係る 1 人当たりの基準面積は、上記 (イ) の表を適用して得た面積とする。

エ 寄宿舍

— 寄宿生徒 1 人当たり基準面積 —

(構造 : R、単位 : $\text{m}^2/\text{人}$)

(1) 併置高等部

(ア) 単一障害（肢体不自由を除く。）

区分	収容生徒数の区分	1 人 当 た り 基 準
温 暖 地	1 ~ 35人	$34.00 + \frac{61}{P}$
	36 ~ 71人	$27.78 + \frac{285}{P}$
	72人	31.74
	73人以上	$31.06 + \frac{49}{P}$

(イ) 重複障害・肢体不自由

区分	収容生徒数の区分	1 人 当 た り 基 準
温 暖 地	1 ~ 35人	$38.96 + \frac{87}{P}$
	36 ~ 71人	$31.75 + \frac{347}{P}$
	72人	36.57
	73人以上	$35.47 + \frac{79}{P}$

(2) 単独高等部

(ア) 単一障害（肢体不自由を除く。）

区分	収容生徒数の区分	1 人 当 た り 基 準
温 暖 地	1 ～ 35人	$40.79 + \frac{55}{P}$
	36 ～ 71人	$32.39 + \frac{357}{P}$
	72人	37.35
	73人以上	$32.42 + \frac{355}{P}$

(イ) 重複障害・肢体不自由

区分	収容生徒数の区分	1 人 当 た り 基 準
温 暖 地	1 ～ 35人	$46.54 + \frac{107}{P}$
	36 ～ 71人	$36.94 + \frac{452}{P}$
	72人	43.22
	73人以上	$36.94 + \frac{452}{P}$

注) 1 P……生徒数

2 この基準は温暖地の場合であり、1級及び2級積雪寒冷地域にあつては、それぞれ1人当たり 0.90 m²を加える。

3 (ア) 及び (イ) の障害区分の生徒を収容する寄宿舍に係る1人当たり基準面積は、(ア) 又は (イ) の障害区分ごとに、当該寄宿舍に収容する全生徒数をそれぞれ当該障害区分の生徒数とみなして上記 (ア) 又は (イ) の表を適用して得た面積を、当該障害区分の生徒数により加重平均した面積とする。

7. 学校給食施設基準

(1) 単独校調理場

ア 調理場施設等

区 分	児童等の数	基準面積
調理場施設	200人以下	170m ²
	201人～ 400人	213m ²
	401人～ 600人	266m ²
	601人～ 900人	319m ²
	901人～1,200人	361m ²

	1, 201人～1, 500人	383㎡
	1, 501人以上	406㎡に1, 501人を超える300人ごとに22㎡を加えた面積
食品貯蔵施設 (へき地の学校に限る。)	150人以下	4 ㎡
	151人～ 300人	7 ㎡
	301人以上	10㎡

イ 炊飯給食施設

児童等の数	基準面積
200人以下	9 ㎡
201人～ 400人	14㎡
401人～ 600人	18㎡
601人～ 900人	21㎡
901人～1, 200人	25㎡
1, 201人～1, 500人	28㎡
1, 501人以上	32㎡に1, 501人を超える300人ごとに3㎡を加えた面積

炊飯給食施設の対象事業の取扱い、原則として炊飯給食施設を現有せず、新規に整備を図る場合（増築含む。）に対象とする。ウ アレルギー対策室

児童等の数	基準面積
200人以下	1㎡
201人～ 400人	3㎡
401人～ 600人	4㎡
601人～ 900人	6㎡
901人～1, 200人	8㎡
1, 201人～1, 500人	11㎡
1, 501人以上	11㎡

(2) 共同調理場

ア 共同調理場

児童等の数	基準面積
500人以下	374㎡
501人～1, 000人	465㎡
1, 001人～2, 000人	884㎡
2, 001人～3, 000人	1, 288㎡
3, 001人～4, 000人	1, 679㎡
4, 001人～5, 000人	1, 925㎡
5, 001人～6, 000人	2, 195㎡
6, 001人～7, 000人	2, 480㎡

7,001人以上	2,802㎡に7,001人を超える1,000人ごとに 285㎡を加えた面積
----------	--

イ 炊飯給食施設

児童等の数	基準面積
500人以下	25㎡
501人～1,000人	34㎡
1,001人～2,000人	43㎡
2,001人～3,000人	55㎡
3,001人～4,000人	66㎡
4,001人～5,000人	78㎡
5,001人～6,000人	89㎡
6,001人～7,000人	101㎡
7,001人以上	112㎡に7,001人を超える1,000人ごとに 12㎡を加えた面積

炊飯給食施設の対象事業の取扱いは、原則として炊飯給食施設を現有せず、新規に整備を図る場合（増築含む。）を対象とする。ウ アレルギー対策室

児童等の数	基準面積
500人以下	4㎡
501人～1,000人	7㎡
1,001人～2,000人	14㎡
2,001人～3,000人	21㎡
3,001人～4,000人	28㎡
4,001人～5,000人	35㎡
5,001人～6,000人	42㎡
6,001人～7,000人	50㎡
7,001人以上	50㎡

8. 高等専門学校基準

- | | | |
|--|---|----------------|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 校舎 (2) 屋内運動場 (3) 寄宿舍 | } | 5 高等学校基準を準用する。 |
|--|---|----------------|

9. 大学基準（災害令1条1項）

校 舎

（構造：R）

学 部	1人当たり面積
文 科 系 学 部	$\frac{1,235}{A} \text{㎡} + 9.68 \text{㎡}$

一 般 教 養 学 部		$\frac{734}{A}m^2 + 9.79m^2$
教 育 学 部	4 年課程の前期及び2年課程	$\frac{1,700}{A}m^2 + 10.68m^2$
	4 年 課 程 の 後 期	$\frac{1,700}{A}m^2 + 12.98 m^2$
学 芸 学 部	4 年課程の前期及び2年課程	
	4 年 課 程 の 後 期	$\frac{1,700}{A}m^2 + 16.34m^2$
医 学 部		$\frac{1,068+168x}{A}m^2 + 10.56m^2$
薬 学 部		$\frac{1,068+1,001x}{A}m^2 + 9.56m^2$
理 学 部		$\frac{1,068+569x}{A}m^2 + 10.19m^2$
農 学 部 及 び 水 産 学 部		$\frac{3,902+916x}{A}m^2 + 8.89m^2$
工 学 部 及 び 繊 維 学 部		$\frac{1,068+1,332x}{A}m^2 + 12.27m^2$

注) (1) Aは学生数、xは学科数（医学部では講座数）である。

(2) 500人を基準としており、少数の場合は補正を要するが未定である。

(3) 附属病院、研究所、屋内運動場及び寄宿舎は別途とする。

第5 その他

- この運用細目の規定は、平成20年度以降に交付を決定する国庫補助金から適用し、平成19年度以前の予算に係る国庫補助金（同年度分の国庫債務負担行為に基づき平成20年度に支出すべきものとされた国庫補助金を含む。）については、なお従前の例による。
- 平成18年度補正予算に係る第3の8の（2）のイの適用については、当該予算において交付金の交付の決定を受けた事業間においてのみ可能とする。
- 平成30年4月1日付け29文科施第402号による第1の47の規定の改正は、平成30年度から適用し、平成29年度以前に耐力度の測定に着手した建物については、なお従前の例による。
- 平成23年4月1日付け23文科施第1号による第1の14及び15並びに第2の2の規定の改正は、平成23年度以降の年度の予算に係る国の補助又は交付金の交付について適用し、平成22年度以前の年度の歳出予算に係る国の補助（同年度分の国庫債務負担行為に基づき平成23年度に支出すべきものとされた国庫補助金を含む。）又は交付金の交付で平成23年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。
- 平成30年4月1日付け29文科施第402号による第1の10の規定の改正は、新たに新築、増築、改築する建物のうち、平成30年度以降に実施設計に着手する建物について適用し、それ以外の建物については、なお従前の例によることができる。

- 6 令和 3 年 6 月 14 日付け 3 文科施第 88 号による第 2 の 4 の規定の改正は、令和 3 年度以降の年度の予算に係る国の補助又は交付金の交付について適用し、令和 2 年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき令和 3 年度以降の年度に支出すべきものとされた国庫補助金及び令和 2 年度以前の年度の歳出予算に係る国の補助又は交付金の交付で令和 3 年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。
- 7 令和 7 年 4 月 1 日付け 6 文科施第 963 号による第 2 の 4 から 6 までの規定の改正は、令和 7 年度以降の年度の予算に係る国の負担又は交付金の交付について適用し、令和 6 年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担（同年度分の国庫債務負担行為に基づき令和 7 年度に支出すべきものとされた国の負担を含む。）又は交付金の交付で令和 7 年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。
- 8 令和 8 年 4 月 13 日付け 8 文科施第 63 号による第 2 の 4 の規定の改正は、令和 8 年度以降の年度の予算にかかる国の負担又は交付金の交付について適用し、令和 7 年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき令和 8 年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担及び令和 7 年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は交付金の交付で令和 8 年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。